

令和4年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和4年12月12日（月曜日）

◎出席議員（11名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	7番 高 橋 健 一 君
8番 川 上 修 一 君	9番 高 橋 秀 樹 君
10番 二 川 靖 君	11番 木 村 明 雄 君
12番 井 脇 昌 美 君	

◎欠席議員（1名）

13番 吉 田 敏 男 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 3 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の
存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書< P
3 >
- 日程第 2 一般質問< P 3 ~ P 5 1 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○副議長（井脇昌美君） おはようございます。

本日は、吉田議長より欠席の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を執らせていただきます。

皆さん方の御協力をお願いいたします。

なお、本日の出席議員は11名でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 議運結果報告

○副議長（井脇昌美君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月6日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日12月12日は、最初に総務産業常任委員会に付託し、休会中の審査となっております。請願第3号について、審査報告を受け審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第3号

○副議長（井脇昌美君） 日程第1 請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりでございます。

本件における委員長の報告は、採択であります。

これで委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○副議長（井脇昌美君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許したいと思います。

8番川上修一君。

（8番川上修一君 登壇）

○8番（川上修一君） 副議長のお許しを頂きましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

件名。農業における町内資源（有機物）の有効活用について。

近年、干ばつ、長期的曇天、集中豪雨、長雨などの異常気象が頻発する事態となっており、農産物に大きな被害を及ぼしています。

それに加え、不安定な世界情勢のあおりを受け、肥料をはじめ生産資材価格は軒並み異常高騰し、農業生産現場において変革をしなければならない岐路に立たされていると考えます。

私は、その異常気象に順応する圃場づくりと、肥料高騰下の肥料使用量削減を併せて実現するために、今こそ足寄町内の牛ふん堆肥及び消化液を有効活用し、持続可能な農業経営を推進することが必要だと考え、一般質問いたします。

1、天候不順に対する耐性や圃場条件による町内農業者の農産物収量格差について、町としてどのように把握されていますか。

2、令和5年に予想される肥料販売価格高騰に足寄町としてどのような対策を考えていますか。

3、燃油高騰により輸送コストが急騰し、町内の堆肥流通が鈍化している傾向にあることも聞いております。それらを踏まえ、町として有機物施用を後押しする具体的な支援策は考えていますか。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の農業における町内資源（有機物）の有効活用についての一般質問にお答えします。

1点目の天候不順に対する耐性や圃場条件による町内農業者の農産物収量格差について、どのように把握されているかについてですが、足寄町は中山間地域で条件不利地であることから、農作物の収量については、それぞれの地域で大きな差があります。また、農業者個々におきましても、基盤整備事業の整備状況や堆肥などの使用状況において、天候不順に対する耐性の差や圃場差が出てくるものと考えております。

2点目の令和5年に予想される肥料販売価格高騰に足寄町としてどのような対策を考えているかについてですが、肥料価格の高騰については足寄町のみならず全国的な問題であり、基本的には国が対策を講ずるべき問題と考えますが、国からの支援策をしっかりと取り組んだ上で不十分な部分については関係機関と連携の上、支援を検討してまいります。

3点目の町として有機物施用を後押しする具体的な支援策は考えているかについてですが、畑への有機物肥料の施用については、肥料効果はもちろんのこと、近年の異常気象による豪雨・干ばつなどに対し、土壌の団粒化による保水性・通気性・透水性など様々な効用があります。これらに加え、肥料価格の高騰は顕著であり、次年度以降、安定的な経営を継続するためには、町内の堆肥やJAあしよろバイオマスセンターで製造される消化液を有効活用することによる土づくりが重要であると考えます。

しかしながら、それらを運搬する送料が、燃油等の高騰によりかなり高額になることが予想されるため、足寄町農業協同組合と連携し、農業経営の支援に努めてまい

りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 再質問を許します。

8番川上修一君。

○8番（川上修一君） まず1点目の天候不順何たらかんたらに対する再質問なのですが、収量の差は基盤整備の実施状況ですとか堆肥の施用状況において、どうしても個々の差が出ると。まさしくそのとおりなのですが、それで、堆肥の効果ということについて、経済課長はどのぐらい効果があるというふうに捉えていらっしゃいますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、加藤経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 堆肥の施用については、土づくりにおいてかなりの重要性を含んでいると思います。

堆肥ですので、窒素分ですとかそういったものは十分に補われますし、畑に施用するというので、先ほど町長も答弁したとおり、畑の保水性ですとか通気性、透水性がかなり確保されるものというふうに考えておきまして、堆肥、有機物の施用というのはかなり重要性を考えております。

○副議長（井脇昌美君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） 堆肥の効果というのは、皆さん理解されていると思うのですが、それが具体的に数値で表せるかという非常に難しい。これは私も農業者なのですが、費用対効果を求められたときに果たしてどうなのと。いいのはいいのだけれども、どのぐらい効果あるかというのは数値で示すのは難しいと。

そんなときに、たまたま私の友人から堆肥の効果について非常に参考になる話を聞きましたので、紹介させていただきたいのですが、

Aさんとしておきましょう。そのAさん、私の友達ですから年も同じぐらい。もう40年以上農家やっているベテランなのですけれども、昔から自分の畑には堆肥をきちんと切り返して投入している、地域でも篤農家なのですけれども、この方が近年離農跡地を求めまして、急速に畑の面積が広がったと。勢い、面積が広がると労働力の関係から、どうしても小麦の作付割合が増えてくるのですね。それで、このAさんという方も、もともと自分のところの畑と、それから新しく求めた購入した畑に小麦をまくことになりました。それで、ずっと去年の秋にまいて、今年肥培管理して、刈る直前になって畑を見たときに違いが分からなかったと。まあまあどっちもいい感じの穂で、その違いが分からなかった。ところがいざコンバインで収穫してみると、自分の畑と新しく求めた畑では1俵ぐらい自分の畑のほうが収量あったそうです。40年も農家やっていた男が、しみじみ「やっぱり堆肥って効くんだな」と。こうやって私に話ししてくれたものですから、やっぱり堆肥というのは、何とかな、目には見えないのですけれども、それだけの差が出てくるのかなと。同じ人間が同じ種、肥料、農薬、そして同じ機械を使って、そして仕事も同じ人間がするわけですから、もう条件は全く一緒なのです。こんな比較するケースはそうそうないものですから、今回こういうことがありましたよと。堆肥というのはやっぱり数値化しづらいけれども、非常に効果あるのですよということを、皆さんに分かっていただきたくてこんな話をさせていただきました。

それで、では、ここまで効果分かっているのになかなか堆肥が投入する、利用する農家が少ないと、これはなぜなのかなという話になってくるのですけれども、経済課長はその辺どうしてだと思いますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、加藤経済

課長。

○経済課長（加藤勝廣君） なぜ畑になかなか堆肥が投入できないのかという問題ですけれども、自分が考える限りですけれども、やはり堆肥、まるっきり畑作専業の方であれば堆肥は購入しなければならないということにもなってきますから、堆肥を購入するとなると、やっぱり堆肥の価格ですとか運送料などがいろいろかかってくるということを考えれば、そしてまた畑もいろいろなところに点在しているというところで、なかなか手間もかかってしまうと。であればやっぱりコントラにお願いするか、事業をそういった委託をする形になってくると思うのですけれども、やはりそういったことにやっていくとまたそれもお金がかかる関係が出てくるので、やはり価格とそういった事業のお金がかかるということで考えれば、なかなか堆肥の投入もできない。化学肥料であれば、簡単に手軽に投入できるというところを考えれば、やっぱりそっちのほうに走ってしまうという現状もあるのではないかなと考えております。

○副議長（井脇昌美君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） 98点のお答えだと思います。全くそのとおりで、確かにお金も手間もかかると。残りの2点、何かといいますと、農協の営農計画立ててる職員から聞いたのですけれども、やっぱり経営が厳しくなってくると、営農計画を立てるときに資産と負債と両面で見ます。堆肥を使うとなると、今経済課長おっしゃったように、原料代、それからコントラを使ってやればまき賃、その金額がやっぱり経費のほうに出てくるのです。そして、では収量がすぐ上がるかといったら、そんなことは計画では収量増は見込めませんので、化成化学肥料を使った経費と堆肥を使う経費では、やっぱり経費のほう、堆肥のほうが大きいのになかなか使いづらいと、いいのは分かっているけども使いづらいということ

だそうであります。

堆肥に関する関係は、状況はこういふことだということで、皆さんに御理解いただけたらなと思います。

それで、今度は2番目の肥料高騰に関する関係で再質問をさせていただきたいのですけれども、副議長よろしいでしょうか。

(副議長「どうぞ」と呼ぶ)

あわせて、実は先ほど町長の答弁にもありましたように、この関係では国の事業というのがございまして、それでここは町議会の場なのですけれども、非常に私の一般質問と関連する部分が多いものですから、まず先に国の事業というものを簡単に紹介をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。(副議長「許したいと思います」と呼ぶ)

ありがとうございます。

それでは、国の事業なのですけれども、ちょっと皆さんにお配りできなかったのですけれども、簡単にこういう1枚ものでまとめた分かりやすい資料がございまして、ちょっと朗読をさせていただきます。

「肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様への肥料費を支援します」ということであります。それで、支援の対象となる肥料は、令和4年、今年の6月から令和5年5月に購入した肥料です。対象となる肥料ですね。そして、支援の内容なのですけれども、化学肥料低減の取組、要するに、今まで使っていたよりも肥料を減らしてくださいね、減らす努力をしてくださいと。その努力をした上で、前の年から比べた肥料費、増加した肥料費について、増加した分の7割を国が支援します。そういう事業であります。

簡単に考えると、上がった分の7割国が支援してくれるのだから、農家が負担するというのは残り3割です、ということに思えますよね。でしたら、農家だけでなくいろいろな分野の価格が上がって、産業の価

格上がってますので、そんなにわあわあ騒ぐことではないのと一般の方思われるかもしれないのですけれども、これからがちょっと再質問になるのですけれども、この肥料価格高騰の状況、そういったことを経済課としては具体的に何%上がるとか、そういうような感じで結構ですから、どのように捉えていますか。肥料が上がる状況ですね。

○副議長(井脇昌美君) 加藤経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 国は全体を通して約1.4倍に上がっているというふうに答えております。肥料を単肥別で見ると、輸入されている肥料の窒素質で94%ほど上昇していると。去年の春肥から比べてということになりますけれども、リン酸質では25%、カリ質で80%の上昇が見られているというふうに把握はしております。

○副議長(井脇昌美君) 8番川上修一君。

○8番(川上修一君) そうですね。今の答弁で結構なのですけれども、実は成分によって値上がりの額が本当に極端に違うのです。今回の値上がりの特徴は、窒素成分の中でも、専門的に言いますと、尿素ですとか、チリ硝石だとかあるのですけれども、そういった部分、それからカリ、これが非常に今80とか90とかおっしゃられましたけれども、ものによっては100%を超えて値上がり、要するに倍以上になっている成分もあるのです。そういった値上がりした成分の含まれる肥料の値上がりが当然高いと。今、課長は1.4%と秋の肥料の部分ですね。これは本当なのですけれども、これはいっぱいある肥料をプールしたときの平均値上がりであります。低いものでいけば、石灰質肥料あたりはたかだか五、六%しか値上がりしてないのですよ。石灰の入っている肥料はね。ところが、繰り返しますけれども、農家がよく使うところの窒素、カリ入っているのはもう100

%近く値上がりしている。

それで、これを足寄町の農業に当てはめて考えたときにどうなるかといいますと、ちょっと例出しますけれども、ビートの肥料があります。それで、今農家も規模が大きくなりまして、肥料も20キロでなくて500キロとって大きな袋に入って、そういう使う農家が増えてきておりますので、その500キロの肥料で数字をちょっと言いますと、令和3年で500キロで5万6,544円、5万6,000円ちょっとですね。それが、令和4年が10万5,563円。約倍なのです。令和3年、令和4年というから皆さんぴんどこないかもしれませんが、肥料年度というのは6月から始まって、次の年の5月までであるのです。今、肥料代が上がっているといっても、令和4年に影響するのは令和6年の6月から12月までに使った肥料の値上がり分ですから、少しは農家にも影響があるのですけれども、本当に影響が出てくるのは来年です。なぜか。春にいっぱい肥料使います、まくときに。そのときに、今言ったように、ビートの肥料でいえば約倍近くなっている。こういうのが実は肥料というか、そうですね、肥料の価格に関する状況であります。その辺をちょっと皆さん御理解いただけないかなと思います。

それで、先ほど町長、答弁いただきましたけれども、「国の支援策をしっかりと取り組んだ上で、不十分な部分に関しては関係機関と連携の上、支援を検討してまいります」と答弁をされてました。まだ、どのぐらいの影響が出るかというのは、実は分かりません。なぜかといいますと、また戻るのですけれども、この支援金を出すのに、何かちょっとうまく言えないのですけれども、計算する公式がありまして、上がった肥料代を算出するのに価格上昇率というのを実は求めることになっているのです。これは国が決めるのですけれども、その価格上昇率というのは、さっき言ったよ

うに、いっぱいある肥料のプールの数字ですから、恐らく私たちが使っている肥料の上昇率より下回ると、まず間違いはないかと私は思っています。ですから、結論として、上がった肥料の7割は支援金は入ってこないのだろうかと、私は思っております。今からそういったことが見込まれる。その価格上昇率は来年の3月上旬に国が決定することになっているそうです。ですから、3月にならないと一体どういうことになるかというのは分からないのですけれども、流れとしてはそういうことにあるということをお聞きいただければなと思います。

それでは、次の3番目の最後の有機物施用の関係の再質問を続けさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 恐らく川上議員の質問等に対して、国が答弁にもあるように、対策を講ずる問題だと、今の問題はですね。不十分な部分に対しては関係機関としっかりと検討してまいりたいということですから、その辺に望みを託してください。

○8番（川上修一君） 分かりました。

それでは、継続して3番目、次の質問に移らせていただきます。

堆肥ですとか、バイオマスの消化液の有効活用が重要であると考えていただいております。ありがたいことだなと思っております。

そして、「ただ運搬する輸送コストが高くなるため、足寄町農業協同組合と連携し農業経営の支援に努めてまいりたい」という答弁をいただきました。この関係について、もう少し具体的な考えがあるのか。まだそこまでは至っていないのか、どうなのでしょう、支援について。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 概要でありますけれども、中身についてはまだ具体的にきちんと決まっているものはございません。た

だ、農協と十分に連携を取りながら、農協として農家個々に対する支援として、どういふものが必要になってくるのかといったところを協議をしながらということになるのかなというふうに思っております。

町としても、いつも言ってますけれども、足寄町の基幹産業は農業と林業ですよということでお話をさせていただいております。そういったことで、今後、支援が必要になるということになれば、農協と十分に連携を取りながら、協議をしながら進めていきたいなというように思っているところであります。

肥料についても、農協の営農、地域農業振興計画ですか、そういうのを見させていただいてますけれども、やっぱり一番最初に出てくるのは地力の増進というところがございます。その中でも堆肥の投入ですとか、それから緑肥の使用だとか、基盤整備ということで、それから消化液の利用、そういったものを推進しますよというのが一番先に書かれている部分なのかなというように思っています。

そういったことも含めて、やっぱり土づくりというのは大事ですので、町としても農協とどんな支援が、支援が必要になるということであれば、どんな支援が必要なのか、十分検討しながら、協議しながら進めさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） そのように考えていただいているというのは、本当にありがたいことだなと受け止めております。

この堆肥の関係の一般質問は実は2年前にもここでさせていただいて、町長からも答弁いただいていたところなのでありますが、実はこの一般質問に当たって、私がちょっと気になった点がありまして、いくら農協や行政が堆肥を使いましょうと、啓

蒙といいますか支援策を講じたときに、農家の人は果たして本当に使ってくれるのかなど。さっきなぜ堆肥が使われないかというような疑問も質問してみたのですけれども、そういった理由があったときにどうなのだろうと。

それで、実は今年の夏、小麦収穫終わった後に農協の畑作の理事さんですとか、農協の農産の職員の方と懇親しながら、実際堆肥の使用量が落ちてきている状況もお聞きしたり、どうしたらみんな使ってくれるのだろうか。あるいは逆に、本当に農家って堆肥使う気あるのかなど、そんな話もしながら懇談をした経緯がございます。

それで、11月の下旬に、農協の地区懇談会というのがございまして、普通は年が明けて2月ぐらいに地区懇談会やるのですけれども、やはり昨今の厳しい農業情勢を踏まえて、前代未聞の11月の地区懇談会。その席上で、堆肥について組合員に要望を聞きたいと、その席上ですね、アンケートをするので、ぜひ協力してくださいという話が農協側サイドからございました。そして、私の家にもファクスで堆肥、これからどうやっていくのというような。そういったアンケート結果というのが、もし経済課に届いているのであれば、ちょっと報告をいただきたいのですけれども。アンケート結果は聞いておりませんか。堆肥を何%使うとか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 結果については、届いているようでありますけれども、まだ届いたばかりで中身については十分中身を検討していないという状況ですので、まだ今日この中でお話しするようなことにはなっておりませんが、結果については、先週届いたということでもありますので、まだ中身を十分見させていただいて、その内容で農家の方たちが堆肥を使いたいと本当に思っているのかどうかも含めて、

何ぼ町とか農協で堆肥をとということでお話ししても実際に農家の方たちが使う気がなければ、これは何ぼ言っても駄目なのかなというように思います。

ただ、農家の方たちも皆さん堆肥を使う、その効果というのは分かっているしやと思いますので、少なからず使ったほうがいいよねというのは思っていると思いますし、今までも、十分ではないかもしれませんが、ある程度堆肥になるような家畜のふん尿を利用して草堆肥を使ったりだとか、そういったことをしながら畑に投入をしているというのはきつともってあると思いますので、それにどれだけのお金と手間をかけられるのかということになるのかなというように思います。なので、多分アンケート結果もちょっと見てないので分かりませんが、必要だよというのは皆さん認識をされているというように思います。ただ、あとはそれをどれだけ自分のところの畑に入れられるのかと。それだけの手間とお金をかけられるのかと。いったところがやっぱり、先ほどの川上議員さんの質問のお話の中でもございましたけれども、そういったところの兼ね合いとか、ということになるのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） アンケート結果、届いているとのことですので、ぜひ分析をしていただければと思います。

それで、まだちょっと一瞬、一瞬といいますか、先ほどの国の事業に戻るのですが、実は化学肥料を減らす取組の中に、この裏のページに細かく何項目かあるのですけれども、その中の二つを実践してくださいとなっているのですね。それが、例えば土壌診断ですとか、堆肥の施用ですとかとあるのです。それで、私が今この機会にこういう一般質問をした理由というの

は、今だったら農家の人が堆肥にちょっと目を向けてくれるのかなと。取り組みやすい取組ですからね。それで、そんなこともあって、この一般質問をしているのですけれども、実は、堆肥の運搬賃が上がっているということで、伺ってみますと、1台5,000円の運搬賃が令和4年には燃料が上がって7,000円になってしまったと。

1.4倍ですね。そうしますと、今まで使っていた人も例えば100台使っていたものが同じく100台となりますと1.4倍になりますから、ちょっと台数やっぱり減っているというのが、使っている人が減っているという実態らしいのですね。今までやっていた人が減るぐらいですから、これはやってない人は当然やらないですよ。

そんなことも考えたときに、堆肥の施用に対する支援、これから農協と協議しながら検討していくとされていることなのですけれども、私が思うのは、実は燃油高騰対策によっていろいろな対策を各町村でされております。燃油というか物価高騰対策ですね。足寄町は例えば水道料の減免ですとか、いろいろ農家に一律5万円ですとか、いろいろ対策打ってくれてますけれども、町村によっては運送業者に支援している町村も十勝管内では二つ、三つちょっと新聞で見た記憶がございます。

足寄町にも運送業者は何社かございまして、恐らく燃料がもろに経費になる場所ですから、苦しいのかなという想像もあります。それで、検討の中で、ぜひお願いしたいのは、堆肥の運賃というものに対して支援をいただけないかなと。農協は現在、1台に対して2,000円支援をしております。そんなこともありまして、堆肥の運賃ということで支援の目的があれば、それは回り回って運送業者さん、あるいは運送業者さんが動けば燃料屋さんから燃料入れるわけですから、そんなことも考えて、そういった方法もあるのではないのかなと、私思うものですから、ぜひ農協と協議する中

ではそんなことを考えていただきたいなと思うのですけれども、町長、その点はどうでしょうかね。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 町としても、この物価高騰に対する支援ということで、先ほど川上議員さんからもお話ありましたように、いろいろな支援を考えてきているところでもあります。

運送業界もやはり燃油が高騰しているといった部分が一番影響を受ける部分なのかなと思いますけれども、関係機関と話をしたときに、そういったところへの支援はどのようなだろうかということで、町としてもどのようなかなということで問題を投げかけたときに、お話のあったところでは、それもやっぱり国からの支援があるというようなことを聞いておりましたので、やはりそういった部分いろいろな分野を見てきたときに、いろいろ大変なところがありますよと。その中で、一番大変なところは今酪農だろうということで、前回酪農、農家の方たち、それから特に酪農家の方たちの部分については、1頭当たり幾らという、2,800円でしたかね、そういう金額で支援をしていこうというようなことで決めてきたというようなことであります。

そんなことで、運輸関係に対する支援だとかということも一応検討はしましたけれども、まだ今の段階では大丈夫なのかなというようなことだったということでもあります。

今後でありますけれども、先ほども申し上げましたように、農協といろいろと協議をしながらということでお話しさせていただきましたけれども、そういう中で、例えば農協との協議の中で、そういう運搬賃だとかそういったものがやっぱり今どうしてもそこに支援をしなければ、そういう事業ができないよというようなことであれば、またそういうことも考えていかなければな

らないのかなというようにも思いますけれども、いずれにしても今後農協等と必要な支援は何なのかといったところを協議しながら、進めさせていただこうかなと思っているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） 分かりました。そういうことで、検討いただくのは大変ありがたいなと思います。

それで、肥料もそうですけれども、餌ですとか、いろいろな価格がどうも、これ私の想像なのだと思いますけれども、そんなに簡単に元の値段にすぐは戻らないのかなと実は思っておりまして、それで新聞等々を見ますと、自給という記事が、例えば餌を自給しようとか、例えば堆肥を使うことによって肥料代を減らそうとか、そういう記事がかなり増えてきたなと思います。そういったこともありますので、今後に向けて、ぜひ関係機関の農協と十分協議した上で、必要と思われる振興策ですか、それを講じていただきたいなと思います。

最後になるのですけれども、今までのやり取りの総括も含めて、実は農業界非常に暗い話題しかなくて落ち込んでおります。ひとつ町長からエールも含めてメッセージを頂いて、お聞きして、一般質問を終了したいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたエールといってもなかなか何をお話ししたらいいのかということはあると思いますけれども、いずれにしても、先ほども申し上げましたように、足寄町にとって農業、林業というのはやっぱり基幹産業ですよということで、そこがやっぱり元気にならなければ町全体としての経済も元気になっていかないというように思っています。

そういうことで、農業が今非常に大変に

状況になってきているというところで、もちろんほかの業種が大丈夫だよということではなくて、全般的に物価高騰という影響というのは非常に大きいというように思っております。

そういったことも含めて、やはりこれから農業を基盤にしているこの町としては、農業の皆さんに頑張っていたかなければなりませんし、農協も、それから町も、先ほどから申し上げてますけれども、支援が必要ということになれば支援を共に考えていきたいと考えておりますので、農業者の皆さんにはぜひ、先ほど自給飼料の話などもありましたけれども、いろいろな工夫がやっぱりあると思いますので、それぞれ今の物価高をどう乗り越えていくのかという、そういったところを皆さんで考えながら乗り越えていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、8番川上修一君の一般質問を終わります。

ここで、ちょっと事務局のカメラ等の不具合が発生いたしましたので、ちょっと中途半端ですけれども、11時5分まで休憩といたしたいと思います。

午前10時45分 休憩

午前11時07分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 議長、最初に、器械が変わって大分聞こえやすくなったのですけれども、試しにイヤホンを使っていいですか。

○副議長（井脇昌美君） どうぞおつけください。

○5番（田利正文君） 通告書に従って、一般質問を行います。

一つ目ですが、「子育てのしやすい町・

足寄の取組を一步前に」であります。

最近の物価高騰はすさまじい勢いで進んでいます。消費者物価指数を見ると、基礎的支出項目（米、野菜や光熱費など生活必需品関係）が値上がりしており、消費に占める生活必需品の割合が多い低所得世帯ほど、物価高騰による負担増が重くのしかかっています。

このような経済状況が、子育て世代の家計を大きく圧迫しています。憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする」とあり、学校教育法第19条の規定に基づき、所得の低い世帯の経済的負担を軽減するために就学援助制度があります。

教育の無償化は本来国の仕事ですが、足寄町は「子育てのしやすい町」の施策として、中学までの医療費の無償化や高校までの給食費の無償化など実施し、子育て世代の保護者から大変喜ばれています。

これをもう一步前に進めていただきたいと思い、以下の件について伺います。

一つ、小中学校の生徒がいる世帯が負担する補助教材費の年間額はどのくらいになるのでしょうか。

二つ、小中学校の生徒数と就学援助制度を活用されている生徒数・世帯数は、要保護・準要保護含めてどのくらいでしょうか。

三つ、就学援助の認定基準を生活保護基準の1.3倍から1.5倍に対象範囲を拡大した場合の対象世帯数はどのくらいになるのでしょうか。

四つ、子供の医療費負担、入院・通院を高校生までに拡大すべきではないかと考えていますがいかがでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、田利議員の「子育てのしやすい町・足寄の取組を一步前に」の一般質問にお答えします。

1点目の「小中学校の生徒がいる世帯が

負担する補助教材費の年間額は」についてですが、補助教材費は学校や学年によって異なっており、令和4年度では小学校で3,520円から1万5,925円、中学校で5,690円から1万1,690円となっております。

2点目の「小中学校の生徒数と就学援助制度を活用している生徒数・世帯数は（要保護・準要保護を含む）」についてですが、令和4年12月現在、小学生287人中37人で全児童の12.9%、中学生144人中27人で全生徒の18.8%が就学援助を利用しております。

世帯数で見ると、小学生で27世帯、13.4%、中学生で22世帯、14.8%となっております。

3点目の「就学援助の認定基準を生活保護基準の1.3倍から1.5倍に対象範囲を拡大した場合の対象世帯数は」についてですが、令和4年度の就学援助申請件数を基に算出すると、中学生で1人、1世帯が新たに対象となります。

今後においても、支援が必要な児童生徒に対して、必要な時期に適切な支援ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、4点目の子供の医療費負担に関する御質問につきましては、町長から答弁させていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 4点目の答弁をお願いいたします。

渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「子育てのしやすい町・足寄の取組を一步前に」の一般質問にお答えします。

4点目の「子供の医療費負担（入院・通院）を高校生までに拡大すべきでは」との御質問ですが、本町では子供の健康保持と増進を目的に、平成24年度より医療費助成が実施され、令和2年度からは所得制限を撤廃し、中学生までの助成を実施してい

るところです。

御質問にありました高校生までの医療費助成についてですが、現在のところ、管内11町村、全道市町村で104市町村が実施している状況となっております。

高校生までの医療費助成拡大となると、町の負担が増えますが、管内の状況等を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今教育長から答弁いただいたわけですが、1点目です。

就学援助制度があるかないかにかかわらず、ここでの言いたいことは、義務教育費は無償とするとあることから、今教育長言われた中では大して大きな額ではないというふうには考えますが、これらを全て町が補助するというふうにはならないのかということですが、結論から言えばね。

就学援助受けてる受けてないにかかわらず、小中学校の生徒に義務教育の負担をゼロにさせていただきたいというのが狙いがあります。そのことが可能かどうか、改めて伺いたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 就学援助制度があるということで、やっぱり全ての児童生徒が憲法に定めるゼロというものはあるのでしょうか、やっぱりある程度の自己負担が求められるということで、この就学援助制度含めてあるのではないかなということとっております。

この制度については、足寄町単独でやっている事業ではございません。もともと国の補助を受けてやっていた事業でもございますし、全児童生徒に対象拡大ということではできないのかなという認識でございます。

す。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 国がやっている制度なので、今以上のことはできないという答弁ですね。

管内の他町でのちょっと金額を聞きましたら、小学生で約7万1,000円ちょっと、中学生で10万5,000円ぐらいの額が出ております。

ちょっと踏み込んでお聞きしたいのですが、この就学援助制度があります。それ以外から外れるのかどうかちょっと分かりませんが、補助教材の中で就学援助制度から外れている、で保護者が負担している部分というのはどんなものがあるのでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 答弁の中でお答えいたしました、小学校、中学校の金額、学年、学校によって幅あるのですが、主なものについてお答えいたしますと、基本的にはドリル系ですね。あとは図工だとか理科で使うような教材とかも自己負担ということになってございます。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、図工、理科も入ってましたが、音楽の関係はどうなのでしょう。ピアノですとかリコーダーですとか、アルトリコーダーとかというのがあったような気がするのですが、それは就学援助のほうでなってますでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 御指摘のとおり、音楽の教材も含まれております。リコーダーだとか、ただ一般的にピアノ、

メロディーホーンというものなのですが、これについては購入してもらう学校と、購入が特に求めない学校と両方あるということで、それによって金額も変わってくるという状況でございます。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 細かくて申し訳ありません。もうちょっと、例えばスキーですとかスケートですとか、そういう面はどなたかから譲り受けるとかいろいろ工夫されているようですが、もしそういうところがない場合にはどのぐらい負担になるというのは、それは分かるのでしょうか。事例としてこんな例があったとかというのがあればですが。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 足寄町の体育については、体育の授業でスケートを使用しています。スケートについては、スケート用具の購入ということで、準要保護の対象にはなっていますけれども、なっております。

そして、議員仰せのとおり、購入される方もいますし、スポーツ振興担当のほうで貸出用のスケートもストックしておりますので、それを利用される方もかなりいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 1点目については、最初に言いましたように、義務教育に係る費用は全てやっぱり親御さん、保護者の負担がゼロになるというのがやっぱり望ましいというふうに考えていますので、国の制度であるからできないという答弁でしたけれども、ぜひ検討していただきたい。あるいは少しでも減らす方向に向けていただきたいという思いだけは伝えておき

たいと思います。

2点目ですけれども、就学援助制度の周知方法とその時期について、どのようになっているのか、ちょっと改めて伺いたいというふうに思います。

なぜ聞くのかというと、新入学生の親御さんであれば特に自分のところがその制度の対象になるかどうかということ判断できる分かりやすいもの、おおよそというのでしょうかね、正確にはなくて結構なので、それは必要であろうと思っていますので、そんなふうな状況になっているのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

制度の周知方法ということでございますが、対象となる保護者に対しまして確実に周知を行うために、学校を通して制度を周知のお知らせや申請書類などを全世帯に配付しております。また、教育委員会のホームページにも案内を掲載して周知を図っているところです。

また、新1年生を対象とした新入学児童の学用品の申請時につきましては、入学通知書とともに制度の周知のお知らせや申請書類を同封してございまして、全対象者に届くように配慮をしております。

さらに、就学援助制度、ちょっと分かりにくい制度ということがあるのかなと、お知らせについては対象となる世帯の例を記載するなど分かりやすくするように努めてございます。質問等についても、教育委員会に尋ねていただいても構わないということで周知してございまして、様々な機会を捉えて制度周知しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今の答弁の中で、時期が言われなかったのですけれども、12月頃にやるかどうかちょっとお聞きしたかったのですね。

これ、帯広のやつなのですけれども、12月号で、12月号でいいのか、広報の12月号でもう既にこうやって出しているのですね。だから、足寄も12月にやられているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

例えば新入学児童であれば、新入学の入学通知書と一緒に配付する時期にやっているということで、それ以外については、ちょっと申し訳ございません、詳しく何月に送っているというのはちょっと資料手元にはないのですけれども、ホームページについては常時周知しているということと、あと全世帯の周知に関しての時期につきましては、年明けかなというふうに記憶しております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） ホームページで取ったら、就学援助（要・準要保護）制度というのが、こういうのが出てきますよね。裏表になっているのですけれども、その中に、表のところの「援助費の種類・金額」と書いてある一覧表がある上に、前年度の収入マイナス幾らとか何とかと書いてあるのですけれども、その下に判定の目安として、「父親・母親・子供中学生・子供小学生、350万円以下」とあるのですね。こんな感じで、例えばひとり親の場合だったらこのぐらいで対象になる目安になりますよというところが、もう一個入ってもいいのではないかと思ったのですけれども、それは可能でしょうか、次年度から変

えるとかということも。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

御指摘のとおり、例としては一つの例ということになっておりますが、そういった二、三種類にすることは可能ですので、来年度に向けて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） よろしくお願ひします、その件については。

次に聞きたいと思ひますけれども、同じ資料、チラシというのでしょうか。就学援助制度についての裏面に、新入学児童生徒学用品費6月末頃というふうを書いてあるのですね。そして、足寄町就学援助費認定支給要項とありまして、その第9条に新入学児童生徒学用品費用、入学前に支給することができるというふうを書いてあるのです。生徒に配られているこのチラシとこの要項とでは違いがあるのですけれども、今はどうなっているのでしょうか、これ。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

新入学児童に対する入学一時金につきましては、入学前に3月をめどに支給しておりますが、その申請が漏れた方については6月に別途追加で支給するというところでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） そうすると、3月の上旬には支給されているということでは

いのですね。上旬とは言わないのかな。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 上旬ではないというふうに思っております。ただいづれにしても入学前には支給しますが、3月のなるべく早い段階で支給するというところで、ちょっと会計処理の関係があるので、ちょっと上旬ではなかったかなというふうに記憶しております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今記憶定かではないという話でしたけれども、新入学の親御さんにすれば、準備をする関係がありまして、やっぱり3月の上旬、できれば2月の下旬とかね。可能であれば、そんなふうに早めていただきたい、統一していただきたいという思いがあります。

文科省の資料でしたか、なぜ入学前のやつが入学前の3月の上旬にできないのかというアンケートの中に、支給後に転居した場合の対応など事務的な手続が大変なので、ぎりぎりになっているとか、そういうのがアンケートの答えにあるのですね。そういったことも含めて、今答弁になっているのでしょうか。もし可能であれば、3月の上旬に支給しますというふうに答弁が頂きたいなと思うのですけれども。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

多くが2月3月の支給の状況になっているかなと思います。まさに、どうしてもやっぱりそういう時期になってしまうか、本町がそういう時期になってしまうかという部分については、どうしても3月というのは児童生徒の移動が多いということで、転居してしまう、教育委員会とも連絡調整が必要になってきます。どちらで支出する

かといった部分含めてですね。そういった部分があるので、本町としては3月にしているということでございます。

その部分、一刻も早くという申出ございますので、3月のどのタイミングで、なるべく早いタイミングで、どのタイミングでできるか、ちょっと協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほどお聞きしました就学援助制度のこのチラシですね、チラシに6月末と書いてあるのと、それから基準の支給要項の第9条に入学前に支給することができるというのを、これちょっと整合性図ってもらって、両方のチラシも3月上旬にきちんとできるのであれば3月上旬とうたっていただきたいし、駄目であれば3月の早いうちにとかに入れるか、あるいは2月末にしますとかということをしきんと統一してもらえないだろうかという思いがありますけれどもいかがでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

要項につきましては、支給できるということになっておりますので、案内のほうで入学前の支給日だとか、そこで申請し忘れた、漏れてしまった、もしくは新たに転入してきましたという方につきましては、6月に支給できすよということで整理させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 分かりました。ぜひそんなふうに1個書き入れていただきたいというふうに思います。

三つ目、ちょっと質問したいと思うのですけれども、基準の1.3を1.5に改めた場合には、答弁で中学生で1人しか増えないということでありました。音更が最近というか、もう5年前ですけれどもやった時の話を聞きましたら、1.2何ぼだったのですね、音更ね。それが広尾と池田が1.5にしていますので、十勝の一番進んでいるところに合わせるというところで合わせたようなのです。その結果どうなったかというのは資料も頂きましたが、大体4年かかって増えてくるのですね。結局周知したとしても、対象になる方の保護世帯が自分がそうなるというふうに分からないのかどうかも分かりませんが、3年、4年たってから人数が増えてくるというふうに数字的には表れています。足寄町も額的には大した変わらないのだろうと思いますけれども、ぜひ1.5に対象を広げていただけないかというふうに、改めてお聞きしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

十勝管内の状況につきましては、議員仰せのとおり状況になっておりまして、おおむね1.2倍ぐらいから1.5倍ぐらいの中で各自自治体が判断するというようになっておりまして、1.5倍については3自治体ということになっております。

その中で、今回の答弁の中で、1世帯になりますよという答弁させていただきましたが、これについてはあくまで今まで申請していただいた中からの判断ですので、全世界帯の所得を把握しているわけではございませんので、申請者の中で1世帯が該当者がありましたということで、これだけを取り上げればそんなに費用負担はないのかなと思いますけれども、ただ枠を広げますよというふうになればだんだん、先ほどおっしゃっていた4年かかってだんだん増えて

きましたよということで、それなりの申請者が増えるのかなというふうに思います。

本町と同じ1.3倍にしている自治体が今のところほとんどでございますので、現段階については見直す考えはないということで御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 見直す考えはないということですから、これ以上言いませんけれども、ぜひ子育てしやすい町の施策をもう一步前に進めていただきたいという思いでいるということをお伝えしておきたいと思います。

最後ですけれども、町長の答弁で、子供の医療費を高校生までというやつについては、検討しますという答弁を頂きましたので、ぜひよろしくお願ひしたいということです。

ここで、ちょっとだけ紹介しておこうと思います。検討するという答弁がなかったらもう少し迫らなければだめかなという思いがありまして、SUUMO（スーモ）リサーチセンターというのがありまして、北海道で子育てに関するサービスが充実した自治体ランキングトップ10というのを発表しているのですね。それでたまたま見せていただいたのですけれども、調査期間は今年の2月16日から3月10日までで、20歳以上の男女14万171人を対象にアンケートを取ったことらしいのですけれども、全道179市町村の中で、足寄町は第6位なのですよ、子育てしやすい町としてね。すばらしいじゃないですか、という思いがありまして、ぜひ紹介しておこうと思いました。

それで、ちなみにですけれども、管内では5位に芽室が入っていますね。8位が幕別です。1位はやっぱり日本一子育てしやすい町を標榜している白糠町なのですね。別にそこで競争するわけではありませんけ

れども、多くの方から足寄町は子育てしやすい町だと言われるような、認識されるような町にしたいということで、町長の答弁歓迎いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

1問目終わって、2問目にしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 次の質問事項に移ってください。

○5番（田利正文君） 2つ目ですが、足寄町ゼロカーボンシティ宣言の取組についてです。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、昨年「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はない」と断定しました。

IPCC「1.5度特別報告」は、2030年までに大気中の温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができないことを指摘しています。地球環境の破局的な事態を避けるために、日本を含め世界196か国が合意して締結したのがパリ協定です。

人類と地球の破局的な状況を回避するための時間的余裕はあまりありません。10年ぐらいの間に全世界の温室効果ガスの排出を半分以下にできるかどうか、人類の未来がかかっています。

気候変動による脅威と被害は、十勝・足寄でも「予測できない、経験したことがない」と言われる豪雨や台風被害に見舞われています。

人類の生存そのものを脅かす環境問題は、食料自給率38%、エネルギー自給率12.1%という我が国において、大量生産・大量消費・大量廃棄という仕組みと考え方そのものが問われています。

ゼロカーボンシティ、この取組を進める上で、エネルギー・ごみ処理・まちづくり問題は大きな課題と考えています。

地球が誕生して46億年、生物の誕生から人類の誕生へと環境を整えながら奇跡の星と言われてきた地球が、人間の経済活動によって気候危機と言われる非常事態にあり、この解決のために全世界が脱炭素社会を目指す壮大な取組を進めて、足寄町もゼロカーボンシティ宣言を行いました。町長の気候危機打開イコール環境とまちづくりについての構想と想いを伺います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「足寄町ゼロカーボンシティ宣言の取組について」の一般質問にお答えいたします。

「環境とまちづくりについての構想と想い」についてですが、現在、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出により、地球規模での深刻な気候変動が発生しているところであり、足寄町は昨年9月、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを旨とする「足寄町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

この宣言を踏まえ、本年10月には温室効果ガスを大量に排出する石炭や石油などの化石燃料から、太陽光や風力、水力、木質や畜産バイオマスによるエネルギーへの転換を図るために必要な施策を取りまとめた「足寄町再生可能エネルギー導入計画」を策定し、本議会において行政報告をいたしました。

本計画策定に当たり、民間団体による協議会や役場内に委員会を設置し、これまでの足寄町の取組や再生エネルギー設備導入の推進等重点施策について検討してきたところですが、ゼロカーボンの取組は専門的な用語も多く分かりにくいという意見が多く出ており、ゼロカーボンを進めるためには、町民に分かりやすく説明することが第一であり、町全体でゼロカーボンについて学び、身近な生活や行動の中からエネルギー削減を実践することがゼロカーボンシティへの第一歩であると考えております。

2050年のゼロカーボン達成には、大きな設備導入だけではなく、町民一人一人の行動変容も重要であり、新たなまちづくりの取組として、まずは周知活動や教育活動に力を入れていきたいと考えています。

再生エネルギー設備については、太陽光、温泉熱などの自然エネルギー資源や家畜ふん尿、林地残材等のバイオマス資源が豊富にある地域特性を生かし、これまでも他の地域に先駆けて太陽光発電や木質ペレットの導入支援、家畜ふん尿バイオマスプラントの建設支援などに取り組んできたところです。

今後も、熱需要の大きい公共施設を中心に再生エネルギー設備の導入を検討するとともに、省エネ、エネルギーの蓄積、木造建築による地材地消など総合的なゼロカーボンへの取組を検討してまいります。

また、令和5年度に役場の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減などについて定める「足寄町地域温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、令和7年度までに足寄町全域を対象とする地球温暖化対策の総合的な計画である「足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 再質問いたします。

気候危機に関しては、以前は一部の人の意見であり、そんなことはないというふうな世論が大きく分かれていたというか、揺らいでいた時期がありました。しかし、今は気候変動に関する政府間パネル、これの報告が世界で共通認識になっているというふうな考えです。

気候危機問題に取り組むに当たり、コロナのときに言われた「正しく知って恐ろし

がる」ではないですけれども、正しく知って正しく対処する、対応することが必要だというふうに考えています。

ここ10年ぐらいの間に気温の上昇を止めないと、後戻りが利かない状況になると言われています。

この例を挙げていいかどうか、ちょっと考えて悩んでいたのですけれども、大竹口課長がいらっしゃるのです、例えばの話です。全然正しくないかもしれませんが。そんなイメージがあるのですけれども、例えば1軒の家が台所で天ぷら揚げている、天ぷらの油に火がついた。それは自宅の消化器で消す。それがさらに台所の壁に燃え移ろうとしている段階で、消防車が来れば消防車で消せる。ところが2階の天井まで火が上ったらもう止められないというようなイメージでいるのですけれども、そんなイメージが今の地球全体に当てはまっているのではないのかという思いでいます。私の今の例えが間違っていたら、ちょっと後で指摘してください。

そんな思いがありまして、足寄町再生可能エネルギー導入計画、これが1日議会に配付されました。これを読ませてもらいました。この計画に関わりながら、再質問したいと思います。

足寄町再生可能エネルギー導入計画、以下計画と言いますけれども、28ページに太陽光発電の環境省による導入ポテンシャルデータでは、町内で使う電気使用量の88倍があるというのですね。それから12ページに、エネルギーの外部依存は地域経済の課題であるというふうに書いてあって、年間9億円が足寄町外に出ていますということですね。それを町内で回るようにしなければ駄目だという位置づけですよ。それから45ページに、そういった課題を踏まえながら、先ほど町長が答弁されましたように、地域の特性も踏まえながら2050年にはどんな将来像が描けるのかということを示しています。新しい技術

が実用化されたり、化石燃料に代わって普及しているという未来像を示しています。それにしても、まだそれらが実現して足寄のまちの中で普及するまでには10年近くかかるのではないかという見方をしています。

以前に私一般質問で、エネルギーの地産地消についてということについて一般質問したことがあります。そのときに、この計画書ができているか、あるいはこの計画書で述べているような発想が行政側にあれば、もうちょっと足寄での取組が一步も二歩も前に進んでいたのではないかという気がしています。

ゼロカーボンシティの取組を進める上で、地域分散型、地域密着型、地産地消型、地域循環型で、常に町民の主導、町民が主人公といいますか、そういう発想と計画、取組でなければ駄目でないかという思いがあります。この点について、町長どのようにお考えでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話がありましたように、基本的に町がこのゼロカーボンを進めるという図式よりも、やはり一人一人、町民の方一人一人がゼロカーボンを認識していただかないとならないというのはやっぱり一番大切なことかなというように思っています。それは、今地球の気候変動ですとか、それから多分気候変動が中心になって、いろいろなものに影響を及ぼしているのだと思うのですけれども、自然災害が起きていたりだとか、それから海水の温度が上がってなかなか魚が捕れないだとか、それから農作物も今までと同じような形で取れないというか、少しずつ気候の変動によって取れる作物も変わってくるだとか、いろいろな形で影響が出てくるということがだんだん分かってきたということかなというように思っています。

そういったことを踏まえていくと、やは

り何とか地球の温暖化というのを少しでも止めなければならない。止めないと、この後本当に住む場所だとか、安全に住む、暮らしたりだとかすることができないということにもなってくるということなのかなというように思っております、そういったことでいけば、やはり町民みんながそのことをきちんと認識をしながら、ではこのあとどう進めていくのかということを考えていかなければならない問題なのかなというふうに思っています。

なかなかこの話簡単なことではなくて、住民の方たちにもちゃんとお知らせをしながら、なぜ町としてのゼロカーボンシティを取り組まなければならないのかといったところを町民の皆さん方と共有をしながら進めていかなければならないと考えているところであります。

そういった中で、じゃ何から手をつけられるのかということになってくるわけですが、それは多分田利議員さんが今までもおっしゃっていたようなことも含めてあると思うのですが、例えばごみをなるべく少なくしようとか、買物行ったときにプラスチックの袋をもらわないとか、そういう細かい小さなところから自分たちがやれることを一つ一つ積み上げていくということが大事なことなのかなというように思っています。

そして、町として全体として考えていかなければならないのは、全体としてエネルギーをどういう形でつくっていくのかですとか、足寄町としてエネルギーをどういう形でつくり使用していくのかだとかという、そういったところが課題になってくるのかなというように思います。

足寄町に、今までもお話してはいますが、森林資源が非常に豊富です。この森林資源がCO₂を吸収してくれる、そういう吸収源にもなっていますので、足寄町としては森林をきちんと整備していく、より多くCO₂を吸収してもらえるように、森林を

整備していく、そういったことも大事なことなのかなと思いますし、またそこで未利用で山の中に捨てられていた、今までは使われていなかった、そういう林地残材、そういったものを使って、それを資源として活用していく、そういったことがまず大事なことだろうというように思っていますし、足寄町としては、そういう木質のそういう未利用のものを使って、木質ペレットつくって、地域の中で資源として使っています。

もう皆さんご存じのとおり、役場は木質ペレットを使った燃料をたいて、暖房を取っていますし、足寄役場だけではなくて消防ですとか、それからむすびれっじ、そういったところも木質ペレットを使った暖房を使っていますし、それから保育所、子どもセンターもそうですね。そんな形になってますし、それから各家庭でも木質のストーブ、ペレットストーブなども使って暖房を取っていらっしゃる方もいるということで、その部分は足寄町内で足寄町内にある木質の、今まで使われていなかった林地残材を使って、それを燃料化、ペレット化をして燃料化して、それを地元の人たちが運送して、それぞれの家庭ですとか、それから家庭というか役場ですとか、それから売っているペレットをそれぞれの家庭の方が買って家に持って行って、ストーブの中で燃焼したり、役場ではボイラーで燃焼して暖を取っているということですので、ほかにお金が出ていくことはないのですね。全て町の中で循環して回っているという形になりますので、そういう循環ができるようなエネルギーの使い方、エネルギーをどうつくって使うのかという、町の中での循環利用というか、そういったものができるとお金の当然町の中で回っていくという形になってきますので、そういう形になっていくと、ほかの町にエネルギーを依存しなくても済むということになります。

ただそうはいつでも、なかなか全てそういう形でやれるかというとなかなか難しいところもありますけれども、そのほかに畜産のバイオマスを使ったバイオマスエネルギーだとか、それから太陽光を使った太陽光エネルギーだとか、いろいろな形で今後エネルギーをつくっていく、そういうことができてるのかなというように思いますし、そういうものを使いながら、町の中でうまく循環ができるような形になっていければいいなというところで考えています。

そういうものを使ってやることによって、まちの中で今課題となっているようなこと、そういったものもうまくゼロカーボンという、そういう枠組みの中で解決がしていけないかだとか、例えば雇用がないだとかといった部分、雇用が少ないといっている部分を、例えばこういうゼロカーボンの取組の中で雇用をつくっていくことはできないかだとか、いろいろな取組を今後考えていかなければならないのかなというように思っているところであります。

いろいろなこと言いましたけれども、いずれにしても、この気候変動を何とか抑えるためには、CO₂を、地球の温暖化の効果ガスを少なくしていく、そういう取組を進めていかなければならないと。それも期間的にはなるべく短い期間の中で取組が進められればというところであります。

ただ、足寄町としてどれだけの取組ができるのかというのは、これからいろいろな計画をつくりながら、その中で足寄町として何ができるのか、何をしなければならないのかといったところをやっていかなければならないというように思ってますし、今の技術ではなかなか難しい部分などもあるのかなというように思ってますので、それは今足寄町だけではなくて全国的に全世界的にそういう取組を進めていますので、いろいろな技術の革新などもあるのかなというように思っています。そういう新たに出てくる技術などをまた足寄町としても取り

組んで、取り込んで、そういう形でCO₂を削減していくという、そういった取組を進めていかなければならないのかなというように思っているところであります。

今回、去年の9月のゼロカーボンシティ宣言はそれの第一歩であって、次に今回つくりました、行政報告もさせていただいた、この導入計画、これがまず第二歩であって、この後またさらに具体的に、ではどういうことをするのかという計画をまたつくっていく。それがよりもっと足寄町として何を取り組んでいくのかといったところにつながっていくのかなと考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

なお、田利君の再質問から午後1時より再開をいたしたいと思えます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これより一般質問を続けたいと思えます。

5番田利正文君より、再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 町長の答弁ですが、もう少し踏み込んだ構想がお聞きできるかなという期待がありました。それはさておいて、足寄町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）これを待ちたいと思えます。

今の答弁を受けながら、何点かちょっと聞きたいのですけれども、私質問の中で、地域分散型、地域密着型、何点か並べました。何年か前にブラックアウトがありましたよね。あのときに、なぜあそこに発電所があるのに、足寄町のこっちが電気ついてこっちつかないのだとかというような、素朴な意見が出たと思うのです。そんなこと

も含めて、これからのエネルギーは地域分散型、地域密着型でなければ駄目だという思いがあったのですけれども、福島県でみそを造っている業者、お酒を造っている業者の方が、行政だとか国だとか、もちろん一定のあれはあるのでしょうけれども、独自に発電所を立ち上げると。原子力発電に頼らないエネルギーを福島でつくるという思いで、そんなことをやっている方もいらっしゃるのですね。それからもう一つは、同じ福島で農民の方が環境の専門家と協力しながら、東京ドームよりまだ広いというのですけれども、ソーラーシェアリングをやると。僕らのイメージでいくと太陽光は平らだと思えますよね。縦型のやつでやるというのですね。それであれば農業機械も入れるというようなことらしいのですけれども、そういった実証実験を始めています。もう一つは、これテレビでも報道されてましたけれども、ガラスとか壁に塗るといふのでしょうかね、そういうイメージの太陽光発電のパネルとは言わないのでしょうかね。それが今もうできている。あと数年の間に商品化されるのではないかというのが報道されてましたけれども、そういったことというのは、調査の中ではつかんでいられるでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 地域分散型ですとか密着型ですとか、いわゆるマイクログリッドと言われている、そういうような取組なのかなというように思っています。

上土幌さんとか、それから鹿追さんとか、そういったところではそういうマイクログリッドだとかというのを検討されているようであります。

両町、先行型ということで、北海道の中でも三つぐらいしか選ばれてないようなところに選ばれるぐらい、このゼロカーボンといった部分でいくと進んでいるところでありまして、自前でバイオマスプラントで

すとか、それから太陽光発電だとか、そういったところで発電をして、それを一定程度地中線というか、自分のところで電柱を持って、電気を配電するというのですかね、そういう形でやれるような、そういうシステムをつくるというようなことが言われていますが、足寄町ではまだまだそこまで至っておりません。やっぱり発電する資源といいますか、そういった部分をまだ足寄町として独自で大量に発電をするだとかという、そういったところに至っていないというところでもあります。

例えば、農協でつくった畜産の廃棄物というか、し尿を使った、活用したバイオマス発電もやはり場所としては農地の中にあるというところで、近くにそういう消費をする住宅だとか、そういう工場ですとか、そういったものがあまりないというようなことで、今北電に売電もしてますから、なかなかそれを使ってマイクログリッドだとか、そういったような形の取組というのはなかなか難しいかなというように思っていますし、太陽光発電にしても大規模に太陽光発電をするだけの場所が足寄町の中ではなかなか見当たらないのかなというように思っています。

今お話あったように、平らな土地に太陽光発電、太陽光パネルをいっぱい敷き詰めて、それで発電をするというメガソーラーみたいな形の取組というのは、足寄町ではやっぱりなじまないのですけれども、それ以外に例えば壁に貼れるような、そういう太陽光パネルというか、何かシートみたいなものとか、そんなのもテレビなど見えますと、そういうものも開発がされていて、もうそんなにしなないうちに実用化がされるというような、もっと言えば、一部実用化のされているような部分などもあるというようなことも聞いておりますが、そういったところまで、具体的に調査をして、今回の計画の中に盛り込んでいるかというところではないという状況です。

確かにこれからどんどん技術的に新しいものができてきたというか、画期的な技術ができてくる、そういうことはあるかというように思います。そういうものは、今後の部分の中で、そういうものを取り込んでやれるようなことがあれば、それはやれる部分についてはぜひやっていければというようには思っていますけれども、現時点で、今時点で使えるような、そういう技術、そういったもので考えていくとこういふものがありますよというように、そういうような計画になっているのかなというように思っています。

ですから、先ほども言いましたけれども、足寄町だけではなくて、全国的にも全世界的にもこのゼロカーボンという取組を進めていくわけですから、技術的にもいろいろな形で進んでいくものというように思っていますし、そういった技術は今後取り入れられるものについては取り入れながら、足寄町としてもいかにゼロカーボンに近づけていけるのかと、そういう取組をしていかなければならないのかなと考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 次に行きたいと思えます。

釧路から根室に走っていきますと、厚岸の近くでしょうか。国道の左側に丘というのでしょうか、山というのでしょうか、一遍にだっと物すごいパネルが並んでいるのですよね。初めて見ましたけれども、あれは今、町長、足寄町になじまないということで、僕もそうだと思います。それで、お聞きしたいことは、風力発電だとか、太陽光発電を行うための設置することに当たって、地域の住民だとか、あるいは地権者だとかの間でトラブルが全国で起きています。足寄町内でもいろいろなところに太陽光発電のパネルが目立つようになってきま

したけれども、そういったトラブルといいますか、苦情といいますか、あるいはここ心配だなというところはないのでしょうか。それから、まずそれを先にお聞きしようと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 太陽光発電のパネルは、今あちらこちらにパネルが設置されているところが見受けられております。ほかの町村でそういったところから、例えば大雨が降ったときにそこから水が出て、そこに土砂が流れてだとか、そういうようなトラブルだとか、出ているというようなことが言われておりますし、新聞報道などでも出されていたかなというように思いますけれども、今のところ足寄町においては、そういう心配なところがあるというようなことはちょっと今のところは聞いておりません。

それから、風力発電については、どちらかといえばやっぱり海沿いのところが多いのかなというように思います。やっぱり風がどれだけあるのかという、風がなければ風車が回らないということがありますので、やはり風の強い、やっぱり海沿いだとかというのは多いのかなと思います。

四国のほうに行きますと、山の本当にてっぺんで風車が回っていて、風力発電だとかもやられているところもありますけれども、足寄町でも以前風力発電が可能かどうかということで、調査をしたことがございますが、残念ながら足寄町では風力発電がやれるほどの風が吹いていないということが、調査の中では出ていましたので、足寄町は多分そういう風力発電には向いていないのだろうと考えているところでございます。

風車だとかによっていろいろな害が、野鳥だとかそういったものにも害があるだとか、いろいろなことが言われておりますけれども、そういうことを、いずれにしても

太陽光発電にしても風力発電にしても、やるときにそこに対する環境に影響がないのかどうなのかというようなことをやはりまずは調査しながら進めなければならないことなのかというように思っておりますので、現状の中では特に問題が出ているということは聞いておりませんが、今後もしもそういうものが行われるというときには、十分そういう周りの環境に配慮しながら進めていかなければならないかなというように思っております。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 町長の答弁で、先に言ったような気がしますが、地元の方が地元のところに、地域分散型でつくっていくというのは多分そんなにトラブル起きないと思うのですね。だけれども町外の、言わば資金力に物を言わせて風力発電なり太陽光発電なりを大規模にやるというときに、地権者なり地元住民の意見をきちんと聞くとか、あるいは説明するということが抜きにしてやられた場合にいろいろなトラブルが起きているのだと思うのです。そんなことが足寄にも起きないとは言えないと思ひまして、今町長がちょっと言ってましたけれども、今後の取組を進めていく上で、住民の健康、権利、あるいは景観、環境などを考えた上で、景観条例といいますか、正式はどういうのがいいかわかりませんが、条例という、自然エネルギーを、発電をつくるための導入計画の段階で、ここではこういうことが必要だよという一定の規制が必要だと思うのです。そういう意味での条例が必要でないかと思うのですが、その辺はお考えでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今後、いろいろな形でエネルギーをどうつくっていくのかと

いった部分で、いろいろな施設がもしかしたらできるかもしれませんが、そういう段階の中で、本当にそういう条例が必要になればつくる可能性というのはあるのかなと思っておりますけれども、現状でいきますと、そういう条例まで必要はないのかなと考えています。

先ほど申し上げましたように、今既に太陽光発電ですとか、そういうものができてきていますけれども、現状では今のところ問題はないというように聞いていますし、そういう土地を、そういう太陽光発電だとかに適する土地を探している方たちもいらっしゃるかもしれませんが、あんまり足寄町の中で大きくやれるようなところ、そういったところはなかなか見つからないのかなというように思っております。今後、大規模に開発して太陽光発電するだとかというようなことは多分ないというように思っています。それは経済性の部分なども含めて、土地を開発して太陽光発電してだとかということでは、多分採算は取れないのだろうなというように思っていますので、そういうことは多分足寄町内ではないのかなというように考えています。

ですので、今の段階ではそういう条例が必要になることはないのかなと考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 大分前ですけども、高校生が議会傍聴したときありましたよね。そのときの感想文が回ってきたことあるのですけれども、その中に、水源地をきちんと確保するために、外国の方に買われないように、山をね、条例をつくってもらった必要があるのではないのかという意見があったのですよ。高校3年生ですね。すごいなと思ったのですよ。だから、そのことが今すぐに必要かどうかちょっとわかりません。けれども、町長が今条例まで必要

ないのではないかと行ってましたけれども、必要になってからでは遅いという思いがありまして、ちゃんと手だてを打っておく必要があるのではないのかと。特に景観、環境を守るという点では、いろいろ必要だと思っているのですね。そういう意味で、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。それだけちょっと述べておきたいと思います。

次に行きます。

コロナ前の議会報告会なのですけれども、こんな質問が出たのです。高速道路ができると、足寄はさらに寂れると。だから建設に反対すべきではないかという意見が出たのです。正確にはそういうふうに言ったかどうかちょっと分かりませんが、そういう趣旨の意見が2か所だったから2年連続だったかあったのです。そのときに、議会としての回答は、高速道路ができて足寄に降りてもらえるような魅力あるまちづくりをしますというふうに言ったのですね。もちろんこれは議員や議会としての問題意識ではありますが、今回の計画書の中にも、各自治体の取組事例が紹介されています。温暖化対策には、雇用を生み出すという問題があります。もちろん専門家の方がいろいろはじいて、こんな方法でやればこういう雇用を生み出すというような数字もはじいてますけれどもね。そして経済再生につながるということも指摘もあります。

そういった観点も持ちながら、まちづくりについては、ゼロカーボンシティの取組を進めていくことが絶対必要だというふうに思っているのですね。そういう視点が必要だと考えているのですが、こういったまちづくりについて、またあまりにも大ざっぱすぎますけれども、町長はどんなふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、このゼロカーボンシティを取り組む、これに当たっては、やはり足寄町の課題を、地域の課題をこのゼロカーボンと併せて解決していくことができないかということが大きな視点としてあるのかなというように思っています。それは、高速道路の関係でもそうですし、いろいろな形、防災でもそうですけれども、いろいろな取組をするのですけれども、そのときに地域の課題が何なのかといったところ、そういったものをその事業に併せて、絡めて解決していくことができないかということなのかなというように思っています。

国も環境省の説明会などでも、そのことが話がされていて、地域の課題はこのゼロカーボンと併せて解決できることがあるのではないかと、そういう視点でもって取組を進めてくださいというように言われています。

足寄町としても地域の課題、例えば一つには木質ペレットを今後どう進めていくのかといった部分もあるのですけれども、そういったこともこのゼロカーボンシティを取り組んでいく、ゼロカーボンの取組を進める中で今後木質ペレットをどうしていくのかだとか、それからまちの燃料をどうしていくのかだとか、そういった取組にもあわせてつなげていければいいかなというように思っています。

そういうことで、町民の皆さんも含めて、取組を進めていかなければならないというのは、まちの中のいろいろな課題をこのゼロカーボンと一緒に併せて解決できるような、そういった取組にしていければなと。このゼロカーボンをやることによってのいろいろな国からの支援だとかも、そういったものもありますし、そういったものをうまく活用しながらまちづくりに結びつけていければと考えているところであります。

具体的に今どういう課題をどうこのゼロ

カーボンにつなげて解決していくのだと
いったところは、ちょっと今ありませんけ
れども、そういう一つとしては木質ペレ
ット、今工場もかなり古くなってきてい
ますし、それから容量的にも大体役場と、
この役場の暖房だとか、それから子ども
センターですとか、それからまちの中
でのペレットストーブ使っていたいただ
いっている方たちだとか、そういった方
たちのその部分は解決はできますけれ
ども、今後もずっとこれを継続してい
くということになると、じゃペレット
工場このままでいいのかだとかとい
った問題などもあるというふうに思
っていますので、そういったことをこの
取組の中で解決していくことができな
いと思っております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文
君。

○5番（田利正文君） 今聞こうと思
ったところ、町長に答弁出てきました
ので、ペレット工場の件ですけれど
も、今後の計画の中でそれらは具
体的に対応していくというふう
に理解してよろしいですね。

次に進めたい……、今言った中
で、議会報告会で言われた問題点
ですごく私引っかかっているの
ですね。引っかかっているとい
うか、足寄町のまちづくり、ある
いは人口減の問題も含めて、魅
力あるまちづくりをしていきま
すと言い切ったわけですから、
それに対してどうするのかとい
うことはやっぱり問われるの
ではないかという気がするの
です。私は議員として議会とし
ての問題意識だと言いました
けれども、そのところはやっ
ぱり行政の側としても足寄
町をどうするのかというところ
をやっぱり問われているの
ではないかという気がして
おりますので、ちょっとだけ補
足しておきたいと思いま
す。

最後になりますけれども、ご
み問題についてちょっと伺
います。

来年の3月頃に新しいくりり
んセンター

の計画が本格的に動き出すとい
うふうに聞いてますが、十勝中
からごみを集めて三十数年間燃
やし続けるというごみ政策が
今掲げているゼロカーボンシ
ティの取組、あるいは十勝中
で同じゼロカーボンシティの
取組やっているわけですが、
それと大きな矛盾があるの
ではないかというふうに思
うのですね。

さらに、当初計画より60億
円、建設費だけで増えていま
す。このことについて議会
や町民に丁寧な説明があ
ってしかるべきではないか
というふうに思っている
のです。もうちょっと突
っ込んで言うと、組合
議会でこのことを発言
できるのは町長しか
いないわけですね、議
長か、しかいないわ
けですから、足寄町
として、一旦この計
画について立ち止
まって再検討する
必要があるという
発言をすべきで
はないかという
ふうに思っている
のですけれど、
これについて
はいかが
でしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、
渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高速道路
の関係については、町として
も同じ思いです。まだ陸別
までまだ開通してません
ので、それからまたさら
に陸別から足寄までとい
うことになりますから、
足寄と陸別の間31キ
ロぐらいありますので、
まだまだ開通までには
時間がかかるものとい
うように思っております
けれども、しかしそれ
にしても高速道路が
開通したときに、通
過型になってしまう
のではないかと
いう、そういうお
それがあるとい
うことを言われ
る方多くいら
っしゃるとい
うように、それ
は感じていま
す。

そのためには、やはり足寄
町のところで降りて
いただく、そう
いったことが
必要になる
わけであり
まして、足寄
町で降りて
いただくこ
とは足寄町
にそれだけ
の魅力がな
ければ足寄
に来ていただ
けないと。
もっと言
えば、高速
道路せつか
くできるわ
けですから、
今まで遠く
てなかなか
足寄に

来れないなという方たちも、高速道路を使って足寄町に来ていただくと。そういうまちづくりをしなければいけないのではないかとこのように思っているところであります。

今既に足寄にインターチェンジがあって、帯広方面といいますか、札幌方面から来るには高速道路を使ってきて足寄で降りていただく。そういう形になっていますので、高速道路が次できるまでまだ数年かかるとは思いますけれども、それまでの間に足寄町の魅力というのをもっともっと引き出せるような、ほかのまちにもPRできるような、そういうまちづくりをしていかなければならないというように思っています。そのあたりはこれまでも何回もお話しさせていただいてますけれども、商工会さんだとか、それから観光協会さんだとか、そういったところ、関係機関だとか、それから町民の方たちも含めて、いろいろとみんなで話をしながら、どうしていけば足寄町にもっともっと魅力ができるのか、もっともっと足寄町の魅力を発信できるのか、足寄に来たいと思ってもらえるのか、そういうまちづくりをしていかなければならないのかなというように思っているところであります。いろいろとそのあたりをどう今後進めていくのかという部分では、商工会さんなども話をしながら、今後進めていきたいなと思っているところであります。

それから、ごみの関係でありますけれども、今までそれぞれの地域でごみを処分していたのですね。十勝管内も最終的に十勝管内、新しい施設ができると全部の市町村がそこで焼却処分だとかをするというようなことになるというように思うのですけれども、今までそれぞれ各地域でやってきていたごみの処理がなかなか各それぞれのところでやっぱりやり切れなくなってきたというのが実態だと思います。そのために、最終的に一つの場所でという形になってきたのだというように思ってますし、今

でもまだ足寄町は十勝の複合事務組合のやっているくりりんセンターにもう既に行ってますけれども、まだそれぞれのところでやっているところもあるわけですね。だけれども、そこでもやっぱりだんだん人口減少だとか、それぞれの地域ではなかなかやり切れないということで一か所に集めていくと。集約型になっていくということに今なってきたというわけで、そのことはもう既にそういう方向性になっているということですね。そういう十勝管内全体のごみを一気に集約をして、そこで処理をしていくよという、そういう処分場をやはりつくらなければならないということでもありますから、それは十勝管内全体で今までも議論しながら進めてきて、今の実態となっているということでもありますので、そのことをまたさらに足寄町として、これはちょっと見直すべきではないのかというような意見にはなっていないかなというように思っています。それは今までも、足寄町も参加しながらみんなで一本化でやっていきたいと思いますという方向で話をしていますので、私としてはやっぱりそういう方向になるのだらうなと思ってますし、また今さらそこでやめて見直しをかけて、もっと違うものにとこのようなことにはやっぱりならないだらうと考えています。

今後、丁寧なということでありますけれども、追加で行政報告をさせていただきながら、この計画、なかなか十分に内容まできちんと報告できるかどうか分かりませんが、行政報告の中でまた報告をさせていただきながら、皆さんにも御理解をいただければなと考えているところでもあります。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） そういう答えになるだらうと思いますが、ほかの県というのでしょかね、ちょっと調べてみたら、同

じ集約的にごみを燃やすのであっても、今回十勝みたいに一気に大きくやるのではなくて、少しずつやっぱり小さくしていつている。そして、そこに参加する町村が生ごみですとか、資源ごみはきちんとやはり分別をして、ごみの絶対量を減らすという取組と一緒にやっているから、ここで言えば新しくりんセンターでは1炉で一日110トンだか燃やすのですよね。そういったやつを3つつくるといふわけなのですけれども、そういうのではなくて、だんだん焼却炉自体を小さくしていつていると。そして、耐用年数を延ばすというようなことにやられているようなのですよね。だから、ある意味では本当に、今改めて全十勝の町村がゼロカーボンシティというふうに出している以上、いま一度考える必要があるのではないかという思いが強くなってしようがないのですね。そういうことをちょっとまずは言っておきたいと思ひます。ここで、私があーだこーだ言っても始まるわけではありませぬので、そういう思いがあるということをお伝えしておきたいと思ひます。

これで最後になりますけれども、ごみ問題の解決にやっぱり、町長さっきおっしゃってましたけれども、町民との信頼関係、それから町民が一人一人の自覚でしょうか、私はこういうふうにして省エネやるよというようなことも含めて、ごみの分別こうやってやるよというようなことも含めて、そういう意識を高めていく必要があるのだと思ひます。そのために、誰がやるかといったら、もちろん町民個々人の責任だといえはそれまでですけれども、やっぱり行政がそれなりの日常不斷の努力を続けていかなない限りは一気にそうはならないと思ひますね。そういう努力は必要だと思ひます。

例えば、この前テレビで偶然見たのですけれども、体重100キロの亀、何亀かちょっと分かりませぬでしたけれども、砂

浜に打ち上げられていて死んでいたと。その体内から2キロのプラスチックが出てきたと。漁網だとかロープだとかですね。結果的には、それが入っているのだから食べれなくて餓死したというのですね。こんな実態というのは、何もそこだけではない。地球レベルでどこでも起きている問題なのですよ。そんなことを一町民、住民の方が理解して、自分もやっぱり省エネに、あるいはごみの減量に努力しようというふうになんかどうかというのはいやっぱりすごい大きいところですよ。そういう思いがありますので、具体化というのでしようかね、今度の新しいやつの中で具体化するときに、ぜひ参考にしていただきたいと、あるいはもっと深めていただきたいという思いがあります。

今の時代を生きる者として、孫やひ孫の時代に胸を張ってこういう時代残せたよと、あなた方にバトンタッチできたよと言えるようなことが必要だというふうになんか思ひますね。そのためのごみ政策であったり、エネルギー政策でなければ駄目だという思いがありますので、そのことを最後にひとつつけ加えて、最後はあとは町長のトータルでどうお考えでしようかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） ゼロカーボンもそうなのですけれども、ごみも含めて、やはりごみの減量化というのはやっぱりこれは絶対やっていかなければならない取組なのだといふように思ひます。ですから、全部まとめて、十勝で全部でまとめてくりりんで、今度新しい施設ができるわけですけれども、新しい施設に集めてといふことでもありますけれども、ただ今までと同じようにでといふことではなくて、やはりそれぞれの町でごみの減量化といふか、そういったものもみんな取り組みながら、そう

いう中で最終的に処理しなければならないものについては、何ぼごみゼロといっても、絶対にゼロにはならないというふうに思いますので、そういったものは処分していかなければならないということにはなっていくのだろうというふうに思います。ですから、それぞれの町でごみの減量化という取組はしていかなければならないのだというふうに思います。

これはSDGsで持続可能な開発目標とかということ言われてますけれども、これのSDGsのやっぱり一番基本になるのは環境問題なのですよね。なので、環境をきちんと整えていかないと、持続可能な世界になっていかないという、そういうことです。ですから、その中のいろいろなものの、17項目ある中の一つの中にもやっぱりごみの減量化だとかといったものも含まれてくるのかなというところで、そういうものも含めて環境問題だというふうに思っていますし、ゼロカーボンに向けての取組の中のやっぱり一つなのだろうというふうに思っています。

先ほど、さっき川上議員さんの質問の中でもあったのですけれども、みんな堆肥必要だよと思っているけれども、なかなか堆肥使えないよという話もあったのですけれども、きつもってやっぱり住民の方たちもごみの減量化ってやっぱり必要だよねと思っているでも、なかなか実際にやろうと思ったらやれないよという、みんな建前として、建前というのかな、必要だなと思うことはあるのだけれども、実際に自分の行動としてなっていないという部分もやっぱりあるのだというふうに思います。それというのは、やっぱりなかなか自分のこととして捉えきれない部分というのもやっぱりあるのかなというところだと思っています。そして、今回のゼロカーボンの取組というのでも、先ほどから申し上げていますように、やっぱり住民の方たち一人一人が取り組んでいただかなければならないということ

ありますから、やっぱり住民の方たちにゼロカーボンの取組が必要なのだよといったところを十分に理解していただく、そういう取組はしなければならないのかなというふうに思います。

先ほど川上議員さんのお話の堆肥はやっぱり必要だよねといった部分は、農家の方たちがやっぱり堆肥の取組、堆肥をやっぱり畑に入れて土づくりやらなければだめだよねという、農家の方たちもそうやって思っていたかなければならないという、そういう意識が変わっていかねばなかなかそこも進んでいかないと。ごみの問題も同じようなことですし、それからゼロカーボン、この取組もそういうことなのかなというふうに思っていますので、やっぱりいろいろな形で今後ゼロカーボンの取組をこうやって進めていきますよというところを町民の方たちにも理解していただかなければならない。その中では、ごみの減量化という、そういったものも今後進めていかねばならないですよという話をやっぱりしていかなければならないのかなというふうに思います。

そういう取組を進めながら、住民の方たちもそれを人ごとではなくて自分のこととして捉えていただくような形で取組を進めていければ、ごみの減量化も、それからゼロカーボンについても少しずつ足寄町としての取組として進んでいくのかなというふうに思っておりますので、今後の取組の中で、住民の皆さん方にも説明をしながらやらなければならないことがいっぱいあるのかなと思っておりますので、そういったときにまた住民の皆さんに御理解いただくような努力を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、10番二川 靖君の質問を許します。

10番二川 靖君。

(10番二川 靖君 登壇)

○10番(二川 靖君) 副議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき質問を行いたいと思います。

質問事項。生乳生産抑制問題について。

新型コロナウイルスが発生し、間もなく3年を迎えようとしています。

町としても、国、道の補助金等を利用し、町民の暮らしや農林業・商業を守るため、あらゆる手だてを講じてきたと思います。

10月28日に開催された第5回足寄町議会臨時会において、町長の行政報告を受け、足寄町一般会計補正予算(第6号)農業振興管理経費2,668万円が提案され、全議員の賛成の下、可決してきました。

11月末になり、北海道農協酪農・畜産対策本部委員会は、来年度の道内生乳生産目標数量を2022年度比2.2%減の401万9,000トンに減産すると決定しました。

これまで穀物飼料の高騰、牛の価格の急落、生乳減産となれば、酪農家は三重苦に見舞われてしまうと思います。

行政報告の中でも、関係団体や金融機関等とも情報交換を行い、必要な対策を検討し地域経済への影響を最小限とすべく取組をしていくことが表明されていることから、以下の点についてお伺いいたします。

一つ、道内生乳2.2%の減産が町内酪農家にどのように割り当てられ、生乳廃棄も求められているのか。町として現時点で把握していることがあれば伺いたいと思います。

2、前記の状況が長期的に続くとすれば、離農や人口減につながり、町の税収もかなりきつくなっていくものと考えられます。年明け早々にも、町として何らかの手だてを考えていないのかをお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○副議長(井脇昌美君) 答弁、渡辺町長。

○町長(渡辺俊一君) 二川議員の「生乳生産抑制問題について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「道内生乳2.2%の減産が町内農家にどのように割り当てられ、生乳廃棄も求められているのか」についてですが、生乳生産目標数量の2022年度対比2.2%減産は、足寄町内全体で2.2%減産となりますので、農協から農家個々に対しても目標数値として減産をお願いすることとなりました。

生乳廃棄を求められてはいませんが、2.2%の減産は必須目標であることから、町全体で達成できない場合には、目標数量をオーバーしている酪農家は、生乳を廃棄することも考えられます。

2点目の「年明け早々にも、町として何らかの手だてを考えていないのか」についてですが、国は令和4年度1次補正で国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策や、2次補正で生乳需給改善対策として、生乳の需給ギャップを早期に改善するため、生産者が早期に経産牛をリタイアさせ、一定期間、生乳の生産抑制に取り組む場合に、リタイア頭数に応じて奨励金を交付することとしています。

また、北海道は経産牛1頭当たり6,800円を助成する独自の経済対策を実施する予定であり、本町は10月の臨時議会において可決されました、コロナ対策農業経営継続支援補助金として、年内に農業者一律の5万円と酪農家に対し経産牛1頭当たり2,800円を支給する予定としていることから、現状での年明け早々の町としての手だては考えておりませんが、牛乳消費拡大に係るPR等、牛乳・乳製品の消費促進につながる取組を行っていきたいと考えています。

今後におきましても、状況を注視しつつ、関係各機関と連携を図り、迅速に対応

できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 再質問を許します。

10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今、町長が報告されたように思っておりますけれども、この2.2%という数字、ちょっともう一回これ新聞等々にも詳しく載っておったので、ひもといていきたいなというふうに考えています。

本年度の生乳生産目標を当初から5万トン減の410万9,000トンに下方修正を行ったと。そういった下方修正の一方で、さらに11月28日には、来年度の目標を本年度当初から3.4%減の401万9,000トンで生乳生産計画、実績で考えれば、2006年以来で減産になるということで、新聞報道でも明らかになっております。それで、去年の対比と考えると、また今年度を考えれば2.2%と言われているのですけれども、本当にどういった影響があるのかということで、すごい心配です。

それで、いろいろ生産者の方からお伺いすれば、「いや本当にこれ年越しはどうにかするけれども、来年は本当にやめちゃわないとならないのでないか」というような言われ方する経営者の方もいらっしゃいます。

そういった中で、生乳だけではなくて経産牛もそうなのでしょうし、あと雄の牛についてもなかなか厳しいものがあるということで、これも新聞報道等でも載っている中で、1頭ですか、の雄牛が1万円台には回復したけれども、10月には5,000円台で取引されていたということで、今までの生産をしながら収入を得たものが全く入ってこないという中で、そういった経営状況が厳しいと。さらには、これいろいろ言われているのですけれども、今外国か

ら、これ国の問題なのでしょうけれども、外国から乳製品がかなり入ってきているということで、日本全体の乳製品の使われ方がなかなか使われないということで、生産者の方からは、これ釧路かどこかの生産者の方ですけれども、いわゆるどうにか輸入牛、輸入の製品をやめてほしいということも言われてました。数年前を考えれば、いわゆるバターも買えない時期があったのですね、町民が。そういった事態から今もう乳製品が余って余ってということで、これも新聞報道なのですからけれども、今冬休みになって学校給食が減れば、また生乳が使われなくなるということもありますし、生乳の飲料向けの乳価がキロ当たり10円、これ全国的に引き下げられると。道内で言えば、飲用の割合が少ないため、プール乳価ということで言われているみたいなのですけれども、2円にとどまっているということで言われておりますけれども、いずれにしても、このことを考えれば、年は越せても来年厳しいのかなというお話がたくさん頂きましたので、10月の臨時会で補正をつけてもらって、いろいろ手だてをしていただけたということだったのですけれども、1か月もたたない状況の中で厳しいことが言われているということで、私は今のところ、オーバーしても2.2%の中で個々の農家をお願いするというのがどうなのかなと。このオーバーしたものについては、どこへ行ってしまうのかな。そこら辺ちょっと農協のほうから聞いているでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、加藤経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 足寄町全体で2.2%削減ということで、農家個々もそれぞれの去年の搾乳数量に対して2.2%減産という数字を農協のほうから示されて、その数値に基づいて搾乳してくださいという形になろうかと思えます。

それで、2.2%を超えそうだとこのこ

ろについては、やはり目標数量数値、農家個々でありますから、それをオーバーしている方については廃棄という形になろうと思うのですけれども、その牛乳については廃棄はするのですが、それは堆肥にすき込むのか、もしくは足寄のバイオマスセンター、あそこの原料としてそこに入れるのか、どちらかになるのかなというふうには考えております。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今経済課長がおっしゃるとおり、新聞にもそういう書き方なのですね。例えばバイオマスプラントに入れるだとか、堆肥の中に混ぜるとかということ言われているのですけれども、そこら辺に入れたとしても、逆に収益が上がるのかな、下がらないのかなとすごいそこら辺が不思議なのですよね。というのは、廃棄するのは簡単なのです。ただ、バイオマスプラントに入れて、そのもの自体が、じゃどういった発電のプラスになるのかだとか、あと先ほど川上議員のほうからあったように、どうやって散布するような肥料になるのかというのは、これちょっと化学的にどうなのかな。ちょっと分からないので、栄養価だとかいろいろ出てくるのだらうと思うのです。例えば、バイオマスプラントに入れれば熱数量が上がるだとか、例えばですよ、ちょっと分かりませんが、学者じゃないですから。例えば堆肥のほうに入れてまくときに、じゃ栄養価が高くなるのかとか、畑にどんな影響があるのかとちょっと私も調べているわけではないのですけれども、そこら辺全く分からないで、ただ生乳を破棄する、破棄するというだけで言われてますので、言われ方がね。そこら辺どういったふうに押さえているのかなと、ちょっと分かる範囲であればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課

長。

○経済課長（加藤勝廣君） 生乳の廃棄の上でバイオマスプラントに投入した場合の発電量というところですが、当然発電の量は上がると。今堆肥原料として入れているのですけれども、それ以上には、堆肥の原料よりは発電量は増えるというふうに言われています。

堆肥というか、消化液になった後の肥料としての使われ方といいますと、当然窒素肥料が少なかったかなと思うのですね。それでいけば、それ以外のものについては、カリですとかリン酸系はある程度の量が確保されているということで、肥料成分としては十分なものであるということで、ちょっとほかの単肥ではほかのものは補っていただくということで、肥料成分としては十分にあるのですということでは言われております。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） やっぱりそうやって考えれば、あるのかなというふうに思います。

どうも不思議だと思ったのは、今生乳の調整でバイオマスに入れるよと。だけれども今まで、酪農家の中でいわゆる乳房炎を起こした牛というのはタンクごと全部、ローリーのタンクごと廃棄しなければならないということでやられて廃棄されているのですね。それで、そういったものがそういうバイオマスに活用されないで、乳検なら乳検行って検査をして、そして乳房炎の入って混ざっているから駄目ですよとって、今まで捨てられていたのですよね。そういったことが逆に今まで簡単にされていて、今度生乳が余ったからバイオマスプラントということで今突然そういったことで新聞等でも言われているので、今まで何だったのかなというか。

足寄町にはいわゆる大きい本当にロボットで搾っている農家は軒軒ありますけれ

ども、機械を当てて、手搾りなどと違うので、いわゆる機械を当ててしまえば一つ乳房炎を起こしていれば、その牛乳は全部廃棄だというふうに言われているのですね。そういったことがやっぱり今までただ投げられただけだったやつが、ただ余っているから今度バイオマスに入れますよ、あれにしますよということ自体がちょっと今まで何だったのかなと私自身が矛盾を感じたものですから、今回ちょっとこういったことも含めて、成分分かりませんけれども、今経済課長がおっしゃったように、いい成分が入っているのかなというふうには思いますが、ちょっとそこら辺も含めて、生乳調整、生乳調整と言うのであれば、その前からやっぱり国のほうも農協のほうも、じゃそういったことにバイオマスプラントに入れてくださいよだとかという対策を取ってくれていけば、ちょっと不思議だなというふうに思いはなかったのですけれども、今回生乳が余っているから廃棄しますよ、バイオマスプラントに入れますよ、何々しますよということが出てきたものですから、ちょっと不思議感じて聞いたところであります。

今後以降も多分苦しい経営をせざるを得ないという状況が続いていくのかなというふうに思ってますけれども、いずれにしても、回復するには相当時間がかかるというふうに私自身は感じてます。というのは、どれだけ資材、飼料が高騰していくのかというのはちょっとめどが立たない段階で、そういったことも考えていかなければいけないのかなというふうに思ってますので、2.2%で多分これ農協のほうで、じゃ全体の酪農家の中で2.2%減産プラスそれをオーバーするものについては破棄をしていくというので、多分この先、農協を通じてその経過というのとは分かると思しますので、そこら辺ちょっと注視しながら考えていっていただきたいなというふうに思ってますし、少なくとも、足寄町も放牧酪農と

いうことで、大きいものも建ててやっていますので、そういったことでちょっと注視しながら、こういったものを見ていっていただきたいなというふうに考えております。

それと、ちょっと2点目に移りたいのですけれども、町長、よくずっと足寄町の産業、第一次産業は農林業だということでは言われているのですけれども、やっぱりこの状況が長期的に続くとすれば、いわゆる離農せざるを得ない、そして足寄町の中で、先ほども言ったように人口が減ってしまうと。町の税収もなかなか減ってってしまうということではいるのですけれども、そういった中で、国の助成だとか道の助成、そして、さらには足寄の支給するというので、考えているということでありまして、町としては現状で年明け早々の手だては考えていないということでありまして、いずれにしても、また年明けになるのか、何になるか分かりませんけれども、前、町も苦勞して町民の大事な税金を使って牛乳券の贈答、券を買って、やったということもありますので、そこら辺についてもやっぱりさらに考えていっていただけないかなと、そういったことで対策を少しでも講じていっていただけないかということがやっぱり私の考えているところでもあります。これ限られた財政の中で、やれというのは本当にきついというふうに思っています。

そういった中で、そこについては、早期促進につながる取組をしていきたいということでおっしゃっておりますけれども、そこら辺どのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁の前に、ここで10分間休憩をしたいと思います。

2時10分に再開をいたしたいと思えます。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会

議を再開いたします。

10番二川 靖君の答弁から再開とさせていただきます。

経済課長、答弁をお願いします。

○経済課長（加藤勝廣君） 先ほどの牛乳消費拡大の関係でございますけれども、農協のほうといろいろお話をさせていただいております。農協のほうと話をした中で、今回は国のほうでいろいろな政策等を行っているということで、今回については商品券を配るだとか、そういうことはまずは行わないでいきたいというところで、牛乳の消費拡大に係るPRですとか、乳製品の消費促進についてをやっていこうということで考えております。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今経済課長のほうから支援は行わないと。それとPR等をやっていくと、消費促進につなげて。それはどういったPRになっていくのでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 例えば町の広報紙にも牛乳をもっと飲みましょうみたいな、そういったことも掲載可能ですし、今年の5月か6月に足寄町のYouTubeのほうに牛乳消費拡大ということで、1DAY-1MILKということで、町長ですとか、NOSAIの所長ですとか、普及センターの所長、農協の組合長、各関係の方が集まっていたら、そこでYouTubeに動画を載せたということもありますし、そういったことをやっていければなと思っております。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今おっしゃられたように、YouTube等、できれば広

報か何かでもお願いをするということもちょっと考えていっていただきたいなというふうに思っていますので、そこをちょっと検討していただきたいというふうに思っています。

それでちょっと聞き忘れたのですけれども、先ほど2.2%減で、そのところを超えた生乳については廃棄をするということで、ちょっと聞き忘れたことは、足寄町内でそのことがあるとするならば、大体どのぐらいの数量になっていくのか。それと、そういった超えた部分についての、ざっとでいいですから、金額等が分かればちょっと教えていただきたいなと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 来年度に向けての生産抑制の中で、足寄町の実績数量もしくは令和3年の足寄町の生産数量目標のどちらか少ないほうというところと、規模拡大枠、新規就農者枠を含めた中でいけば、足寄町の実績数量目標は4万4,578トンになって、その抑制割合が2.2%減産なので、0.978を掛けたところで、4万3,597トンになります。それに新規就農者枠、規模拡大枠1%が上乗せされるので、最終的には4万4,033トンとなりまして、差引き545トンが生産抑制の部分となります。

金額としては、生乳であったり加工向けだったりということで金額が変わってくるので、一概にちょっと言えないところなのですが、削減としては545トンが削減になるという感じでございます。

あと、2.2%であくまでも2.2%を超えた場合については廃棄になるということなのですが、そうならないように国のほうの事業として生乳需給改善対策、いわゆる早期リタイアさせると。成績の悪い牛は早期リタイアさせるということで、減産を図っていくというところで調整していっ

て、最終的に廃棄にならないようにということで考えております。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） すみません。今の説明でおよそ545トンですか。それで、生乳なのか製品なのかということで、先ほど言ったように10円と2円の違いが出てくるので、多分送られ方によって多分金額が相当変わってくるのかなというふうに捉えていますので、そこら辺については了解しました。

それで、ちょっと今リタイア牛、リタイア頭数においては奨励金があるということで、多分経産牛なのか、何年かたって相当古い牛なのか、そこら辺のラインは何かあるのでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 淘汰する牛については、月齢の要件等はございません。低能力牛、若い牛だったけれども能力が低いから早期リタイアさせるだとか、もう年齢も年寄り牛だからもうリタイアさせるかということリタイアをさせると。早期にリタイアさせるということで、1頭当たり15万円国のほうから出る。ただし、生産者団体が1頭当たり5万円を助成するというのが条件になってございますので、北海道でいえばホクレンになるのですけれども、ホクレンがその財源がないと。ではその財源をどうするのだというところが、今、今後の課題になってくるのかなということで思っています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今15万円という話が出ましたけれども、これうまく合わせているのでしょうかね、これね。新聞読んだら、59万円から45万円に乳牛が落ち

ているということでやれば、大体水準の59万円、60万円近くなっていくということのかなという、数字だけ見ればですね、そういうふう感じているのですけれども、ただその財源がどうなのかというところで、国なのか道なのかホクレンなのか。いわゆる困ったときにはまた町にお願いされるのかということも考えられるのですけれども、農協も含めて、ホクレンは農協ですけれども、そこら辺どういったことで町としてお願いされればどうするのかなということを考えているのかなと。金がないのですから、ホクレンで15万円全部見てくれるのか。国、道で見てくれるのかというふうになって、これ財源のところではどうなのですか。15万円は国が全部なのですか。ちょっともう一回お聞きしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 1頭当たり15万円というのは国が出すお金ということでございますけれども、交付金が15万円国が出すのですけれども、それとは別に生産者団体が1頭当たり5万円を出すことが条件となっているのです。合計なので20万円になるのですけれども、生産者団体、いわゆる北海道でいえばホクレンだったりするのですけれども、ホクレンが5万円を出さなければ1頭当たり15万円当たらないということになるのです。その1頭当たり5万円のホクレンが財源をどうするかというところが今問題になっているのかなというところです。

それが生産者に1頭当たり今2円拠出金頂いて、いろいろな活動をホクレンがやっているわけですけれども、そういった形で拠出金をまた設けるのか、そういったところはちょっと分からないところですが、今それが課題になっているところでございます。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖

君。

○10番（二川 靖君） 分かりました。今の説明、ちょっとこんがらがっていたものからです。

それで、国が15万円でホクレンが5万円ということ、その財源をホクレンがどうするのかということになってくるのかなというふうに思ってますけれども、多分今年の6月の水準まで、先ほど言ったように、戻ってくるのかなというふうには、15万円でも思ってますけれども、それにしてもやっぱりこれからどういったことで進んでいくのかというのはやっぱり見ていかなければいけないというふうに思ってますし、例えば、先ほど経済課長言われているように、牛乳が出なかった牛から淘汰していくという話なのですけれども、ちょっとここでもう一つ聞きたいのは、足寄町内において、飼料、食べる餌の調整をしているということは聞いたことないでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 購入に対する調整ということでしょうか。（「食べさせる飼料です」と呼ぶ者あり）

食べさせる飼料を、量を調整しているかということをございますけれども、そういう話も一部では聞いたことがありますけれども、実際に全戸がやっているかということ、そうではないのかなというふうに考えております。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） なぜ聞いたのかというのは、これも随分前の新聞に出ていて、いわゆる食べ物を調整して減らしたり、そして品質の悪いものを食べさせたら乳量が減るというのですね、牛の1頭当たりの。それをやってしまうと、今度元に戻すときには、その牛は元に戻らないという書き方をしていたことがあって、そういったことも含めてリタイアをさせているのか

なという思いがあって今聞いたのですけれども、町内でもちょっと聞いたことがあるということですので、多分肥育飼料が高くなっていて、なかなかそういったことで、そういったことでやられているのかなというふうに思ってますけれども、いずれにしても、この長期にわたるこの酪農家もそうなのですけれども、牛全体が厳しいということがありますので、そういったことで農協等とも関係機関ともというふうに言っておられますけれども、最後に町長のほうから、「状況を注視しつつ関係各機関と連携を図り、迅速に対応できるよう努めてまいりたい」ということも言われてますので、そこら辺、そういった対応もしてほしいというふうに思ってますし、私のほうから、今農林業が足寄の基幹産業と言われておりまして、例えば林業、なかなかバブルの世界の中で、木を売れば若干収入が出てくるという中で、多分財政基金のほうに積み立てたり、そういったことをされているのかなというふうに思ってますけれども、そういったことで、そういったものが使えとは言いませんけれども、そういったものをいろいろちょっと長期的に考えて、そういった利用ができないだろうか、農林業を含めて。そういったことも考えてほしいなというふうに思ってますので、迅速に対応できるものとできないもの、そして長期的にそういったものが活用できるかできないかも含めて、ちょっとお話を聞きたいなと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） このとりわけ酪農が非常に厳しいという、そういう状況になっているということで、毎年1回北海道の中の酪農を振興している町村長の会議がありまして、そういう会がありまして、そこで農水省に要請に行くということがございます。

今年も11月17日だったか16日だっ

たかなのですけれども、そこに農水省行って、酪農は非常に厳しいよということで、何としてもやっぱり北海道の酪農をきちんと残していくためにはということで、支援をお願いしたいということで農水省のほうにも行って、支援をお願いしてきていますし、また、北海道内の国会議員さんたちのところにも同じような趣旨で要請に行ってきております。

また、あわせて今後町内でやはり支援が必要になるという状況が出てくれば、農協等と十分に協議をしながら、その中で町としてやれることはどういうことなのかといったところを検討しながら、また議会にも理解をいただきながら進めていきたいなというように考えております。

それから、財源の話でございますけれども、また予算、きつともって補正予算だとかの中にもまた出てきますけれども、立木の売払いの収入というのもございます。それは一般的にはそれを一般財源として使わせていただいているということで、今まで足寄町で町有林を経営してきてますけれども、その中で伐期が来ている、そういう木については売払いをしながら、それに対する収入というのが得ているわけでありまして、そういう収入も一般財源の中で使わせていただいているということになってますので、そういったものを特にこれをこの財源にだとかということでは特には決めておりませんが、そういう財産もありながら、そういったものも活用しながら、必要に応じて支援をするということになっていくかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 10番二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今、町長のほうからいろいろ、この間も農水省のほうに行つて要請をしてきていると、新聞等にも載ってましたので、それはそれで結構努力しているのかなというふうに思っています

し、何で林業と言ったのかといえば、農林業がやっぱり盛んだと。盛んだというか、一次産業だと言われてますし、例えばそれを使ってしまったら、また木を切ったり植えたりすることができないので、それは全部とは言いませんけれども、一般財源に使われているということで、そういったことも検討していただけるのかなというふうに思っていますし、先ほど田利議員の話ではないですけれども、全部木を切ってしまうとまたCO₂の削減の関係もあつたりいろいろ、森林整備計画も町も組んでいるというふうに思っていますので、何年度、単年度単年度、何年かの中で木を切っていくということで自分自身も押さえてますので、そういったことで、できるのであればそういった一般財源の中で困ったときには第一次産業と。第一次産業ということで、お互い助けられたらなという、ちょっと安易な発想かもしれませんが、私の。そういったことで、進めていっていただきたいなというふうに思っておりますし、今、町長のほうから関係機関と農協を含めた話をしていながら対応していきたいということで言われておりましたので、年明け早々と私は言いましたけれども、多分3月の年度内までにまたかなり厳しい状況が出てくるというふうに思っておりますので、そのときには農業を含めた酪農家だとか、あと肉牛の話今回してませんが、相当またこれも価格が低落してきているということで厳しい実態もありますし、商業のほう、いわゆる足寄の商店街含めた、飲食店含めた状況も厳しいというふうに聞いておりますので、ぜひともこのコロナに負けないような、やっぱり対策を立てていく中で足寄町が発展していけるような政策を執つていただきたいなというふうに思っておりますので、そこら辺最後に町長のほうから、全町民に向けて頑張りましょうということをお願いして、私の質問に代えさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 全般的にやはりコロナが始まって経済の低迷というか、なかなか皆さんが街に出ていろいろな活動ができないといったことで、コロナが始まって、そして今年はウクライナの関係などがあって、非常に物価高、原油の高騰だとか、そういうことがあって物価高になり、そして円安だとか、そういったものの影響だとかということで、非常に経済的には大きなダメージを足寄町だけではなくて、もう全国的に大きなダメージを受けてきているのかなというように思っています。なかなかコロナも収束が見えないという状況ですね。かなりコロナの関係ももう収束見えてくるのかなと思うと、また感染が拡大してきたりだとかというようなことで、なかなか一筋縄ではいかないというのか、簡単に収束に向かっているなというイメージがなかなか思えないという、そんなような状況の中でありますけれども、町としてもなかなか十分にはいろいろな取組ができていないという部分もありますけれども、やはり今いろいろな活動をやっていらっしゃる農家の方、それから林業の方、それから商工業者の方、皆さんが事業を継続してどんどん伸びていくという状況ではないかもしれませんが、やはり事業を継続していける、まだ何とかやっていますよという、そういうことになるように支援をしていければなど、町としてはこう考えているところであります。

町民の皆さん方が一生懸命今後に向けてやっていけるような、そういうモチベーションが持てるような、そういう取組はなかなかまだ見えてないところではありますけれども、いずれにしても、この状況というのはいつまでも続くということではないだろうというように思っています。

そういうことで、こういう状況が少しでも乗り越えられるように、また町としても

皆さんとともにできることは支援しながら、一緒に歩いていくということになるのかなと考えておりますので、あんまりエールにはなっていないかもしれませんが、なかなか元気の出ない時代ではありますけれども、みんなでここは空元気でもいいから元気を出して頑張っていこうということかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、10番二川 靖君の一般質問を終えます。

続きまして、3番進藤晴子君の質問を許します。

3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長よりお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

件名。学校給食の現状と課題、展望について。

昨今の国際情勢より、今、我が国でも「食」に関しての危機感が非常に高まり、物価高騰やコロナ禍も相まって、学校給食は様々な影響を受けています。

もとより日本は、子供の7人に1人が貧困状態にあり、子供の貧困率はOECD加盟国の中でも最悪の水準（日本財団調べ）とされています。

成長期にある子供たちにとって、たとえ一日に一食でも栄養バランスに優れた食事を食べられることがいかに大切か、学校給食の果たす役割の重要性が改めて問われています。

足寄町は現在、小学生から高校生まで給食費無償としておりますが、いつまで持続可能か不安が残るところです。

子供たちが、安心・安全なおいしい給食をおいしく頂くことで、心身ともに健やかに成長できるよう、足寄町の学校給食の現状と課題、展望を伺います。

1、学校給食の役割とは。

2、栄養教諭の役割とは。

3、食教育の現状は。

4、コロナ禍の学校における新しい生活様式を踏まえた学校給食の現状は。

5、食物アレルギーに対する対応について。

以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、進藤議員の「学校給食の現状と課題、展望について」の一般質問にお答えします。

1点目の「学校給食の役割とは」についてですが、学校給食は教育活動の一環として学校給食法に基づき実施されるもので、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るものです。

また、準備、食事から後片づけまでの実践を通して、望ましい人間関係、食習慣を身につけることができます。

さらに、ふるさと給食や行事食を取り入れることで、地域の特産物文化や伝統に対する理解を深めるなどの教育効果も期待できます。

2点目の「栄養教諭の役割とは」についてですが、食生活を取り巻く環境が大きく変化し、多様化が進む中で、朝食を食べないなど、子供の食生活の乱れが懸念されています。

将来にわたり、健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方について、正しい知識に基づき自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせることが必要です。

そのため、学校における食に関する指導を推進するための中核的な役割を担う栄養教諭制度が施行され、本町では平成23年度から配置されています。その職務内容

は、食物アレルギーなどの個別指導や学校と連携しての集団的な食に関する指導及び栄養管理、衛生管理や物資管理等の学校給食の管理業務全般を担っています。

3点目の「食教育の現状は」についてですが、以前は栄養教諭が学校を訪問し、給食時間に毎月の食育目標に沿っての指導や配膳指導を行っていました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、現在は学校訪問を自粛せざるを得ない状況であるため、学校に食育資料の配付を依頼し、指導をお願いしているところです。今後は、ICT機器を活用しての食育指導も検討してまいります。

4点目の「コロナ禍の学校における新しい生活様式を踏まえた学校給食の現状は」についてですが、文部科学省や北海道教育委員会の通知等に基づき、感染対策を講じた中で給食を提供、喫食しています。

現状についてですが、配膳に関しては、足寄小学校と足寄中学校は児童生徒が行い、僻地小学校では教職員が行っております。また、喫食時は黙食を原則としております。

なお、文部科学省から11月に感染症対策を講ずれば会話も可能と通知されましたが、十勝管内、足寄町においては、新型コロナウイルス感染状況が収束していないことから、校長会と協議し、当面の間黙食を継続することとしています。

5点目の「食物アレルギーに対する対応について」ですが、文部科学省では、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となる指針を示しています。

本町においても、学校給食における食物アレルギー対応の手引を作成し、その内容に基づき現在15人に対し、アレルギー対応を行っています。内容としては、学校及び調理場の設備状況、対応する人員等を鑑

み、調理業務が複雑となると事故発生の懸念が高まることから、アレルギー食材を除いた除去食での対応としています。

学校給食提供の課題としては、慢性的な調理員の不足が挙げられます。現在7人の調理員で小中高約730食を調理していますが、8人以上確保できれば、既製品の使用頻度を少なくすることができ、メニューの種類を増やすことが可能となります。引き続き、人材確保に努めるとともに、安心・安全な学校給食の提供に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） 再質問を許します。

3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。

1点目の、一つ目の学校給食の役割の中で、主に一つは子供たちに栄養バランスの取れた食事を提供することで心身ともに健康の増進、体力の向上を図るということと、あとはもう一つは食教育ということで答弁いただいたわけですが、この給食のことで今回質問させていただくに当たって、なぜこれをしようと思ったのかということなのですが、今、まちc o m iメールというのが小学校のほうではICTを活用して毎日毎日家族のところに、親のところに写真が送られてきます。今日の昼間の食事ということで送られてくるのですが、以前は給食だよりでメニューを見ていただけなのですが、それが毎日送られてくることによって、保護者は「あっ、こういうものを食べていたんだ」と、字面で見てもすごいもの食べているねとは思っていたのですけれども、画像で見ると「なるほどな、このぐらいなのか」というのが分かってきたところなんです。大変いいことなんですけれども、それとともに、私のほうも「このぐらいしかもらえないのかしら」と

いうところがあって、小学生は1年生、2年生、6年生まであります。調べてみると、大体3段階に分かれて必要摂取カロリーが違います。もちろん細かい栄養素も違うのですが、あと中学生、高校生がまた違います。当然なのですが、体も大きくなってきますので。

その中で、まちc o m iメールに出ている小学校のあの画像は、何年生の対応をしているものなのでしょうか。多分食材はみんなメニューは一緒なので、量が違うと思うのですが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

まちc o m iメールというのは足寄小学校で独自にやっているものでありまして、私は足寄小学校のホームページで写真は確認しております。その中で、あれは学校のほうで盛り付けしてありますので、特に何年生を対象にといったものではございませんので、ということでございますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。盛り付けは先生方がされているので、何年生対応かどうかは分からないということですね。

給食は一日の3分の1キロカロリーを提供するものだと書いておりました。栄養素もそうであり、あと家庭においてなかなか取りづらい栄養素も給食のほうで対応するようにというふうに決まっているかと思えます。

親はやっぱりそれを見て夕飯を作ります。たまたまうちの子は6年生なのですが、大変体も大きくなって、とてもじゃないけれどもあの給食で夜までは待てないだ

ろうなというふうに考えている親は私だけではないと思うのです。御飯や麺に関しては、それは配膳も6年生、5年生は多くなってくるとは思うのですが、よくよく子供たちに聞いてみると、細かい話ですが、副食の例えば鳥の空揚げがあった、ギョーザがあった、お皿に1個、それが1年生が1個で6年生が2個になるということはなさそうなのです、話を聞くと。本当に子供たちに必要な栄養カロリーが行き届いているのか、必要な栄養素が行き届いているのか、大変私は不安に思いました。

そこでもう一つ、そのことについてお伺いします。分かれば教えていただきたいのですが、同じメニューで配膳、食缶に入れていく量ですね、学年に応じて変えてらっしゃるのかどうかお伺いします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

給食費につきましては、小学校と中学校の2種類しかございません。その中で小学校1年生から6年生まで、じゃ例えば麺の量を変えるかだとか、パンの大きさを変えるかだとかということはありません。小学校と中学校については、パンとか麺の量は異なっております。

量につきましては、性別の違いだとか学年によって違いはあると思いますけれども、学年ごとそういったものを含めて細かな対応については、残念ながらちょっと対応しかねるといったところですが、ただ、戻ってきたときに食べ残しとかの確認は毎回しておりますので、その中でいつもたくさん食べてくれる学校、学年については、多少の配慮はしているというふうに聞いております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

成長発達段階にある子供たちに差はないということですね。今はそこまではしていない。ただ、これは給食センターにもお伺いしてきたのですけれども、私のほうも気になっていたので、やっぱり明確な答えは出なくて、要は残ってきた食物、残渣ですか、食べ物の残りを見ながら、今、次長が言われたように調整しているということだったのですけれども、それでは私はどうなのかなと。確かに子供によって差がかなりあります。同じ6年生でも食べる子、食べない子、今偏食も問題になっておりますが、そういうこともあるので、結局はその子その子によるだろうということですが、なっているのかもしれませんが、ちょっと親としては心配なところですが、分かりました。一緒ということですね。

では、親御さんの不安の中で、学校で終わってそのままおうちに帰る子はいいのですが、今両親ともに働いていらっしゃる方が増えております。学童保育に行かれています子も結構、昔は3年生ぐらいまでだったのですが、4年生や5年生と行かれています方も多いと思います。学童保育でもたしか記憶によると、3年か4年ぐらい前に学童保育の無償化になりまして、学童保育に行かれる子供さんが増えました。そのときにとても対応できないということで、おうちで見られる方は申し訳ないけれども見てくださいというような学童保育の話を受けて、おうちに帰る子は帰るということになったと思うのですが、そのときにおやつですね、学童保育で昔からおやつを出していたのですが、とても対応できないというふうに言われて、おやつを今も多分提供してないのではないかなと思うのですが、ちょっと気になるのは1年生、2年生なのです。今ちょっと学童保育のおやつのことについてお伺いしていいですか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、保多福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 学童保育所の

おやつの関係だったのですけれども、ただいま進藤議員がおっしゃられたように、今はおやつの方は提供はしておりません。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

大変心配なところです。それはもう何年も多分続いているということですね。体の小さい子供たちは分食が基本なので、必ず3時のおやつというのは必要になってくると思いますが、それが提供されてないということ、確認させていただきました。

子供のアンケート、ここで聞きたいのですが、取られているというふうに聞いております。その中で、今の給食が足りている、足りてない、満足している、その辺のことも聞かれていますでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 手元にあるアンケート調査についてですけれども、このたび昨年度取ったものについては嗜好についての設問が多い状況で、量的なものについては、それ以外意見、要望等という欄がございますので、その中に書いていただいているかなというふうに思います。

それ以外にも毎年足寄中学校3年生に関しては、リクエスト給食、卒業生に向けて何か食べたいもの、リクエスト給食を提供するというので、その中で併せてアンケートいただいております。それを見ますと、足りないという意見はなくて、逆に転入してきた生徒さんに関しては、量が多すぎてちょっとびっくりしたとかというような個別の意見もございました。

そういった部分で、量的には教育委員会としては特に少ないのではないかとといった認識は今のところ持っておりません。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 今回のアンケートは中学3年生ということですね。両方、そうですね。分かりました。

サプライズ給食ということでリクエストに込めているというお話は聞いています。それは魅力ある給食づくりということで、魅力ある給食をするための取組ということで確認しております。

それで、今回朝からずっと物価高騰、物価高騰ということはもうしょうがないことなのですけれども、こういう中で、今の給食が大丈夫なのか。今、教育委員会のお話では、ある程度の量は出しているというふうな見解でございましたが、今年の4月に給食費が値上がりました。これは議会にかけられまして通ったわけですけれども、そのときに、平成22年から令和3年度までの中で、給食費に占める副食費の割合ということで伺っております。それが64.5%あったものが58.5%。要は副食費、おかずが少ないということなのですね。これは目に見えても分かるのです。まちなみメールのものを見てても、一つの丼物とか麺とかいうことにするとさほどあんまり違和感ないのですが、主食とおかずというふうになりますと、大丈夫おかずというところは、そういうふうには目では見えないのですね。多分それがこの64.5%が58.5%、これは給食センターの采配ではどうしようもないということで、給食費を値上げさせていただいたということなわけです。心配なのはこれからなのですが、10月秋口からの物価の高騰、また来年またどんどん上がってくる。この中で、給食費の値上げというのは考えておられるかどうか伺いたします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

本町の給食費につきましては、議会の同意をいただきまして、本年4月に約10%

程度値上げさせていただきました。ただ、せっかく値上げはさせていただいたのですが、議員御指摘のとおり物価高ですね。この中でも大分食われてしまった部分というのは確かにあるのですが、その中で現場のほうで工夫しながら、私も足寄町のホームページの給食センターのところには、足寄給食ということでちょっとコメントをつけて給食、こんなものを作ってますよと、こういったところから納入されてますよといったような御紹介をさせていただいています。

それは全て私も確認してはいますが、見る限り去年より大分バリエーションが増えたのではないのかな、大分子供たちに喜んでもらえる状況になったのではないかなというふうに感じているところです。

ただ、物価高につきましては、今現在も値上がりは継続していて、また来年、新年迎えて1月、4月にもさらなる値上げがあるかもしれません。今現在では、せっかく4月に上げたばかりですので、2年連続ということは今現段階では考えておりませんが、新聞報道でもありますけれども、既に何か所かの自治体については、値上げについて検討始まっているといったような報道もございます。今後の状況推移を見守りながら、値上げの検討については考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 周りを見ながら今後検討されていくというふうに受け止めました。

現場のお話を伺ってきたところ、どのように工夫されているのか。今メニューも頑張ってもらっちゃるということで、本当に現場の方の頑張りだと思うのですが、細かく聞いていきますと、やはり食材が肉ですね、肉とかであれば脂身の少ない安い肉の

ほうに少しずつそういうふうにシフトをしていって、かなり苦しいというお話を伺ってます。それは作る人も苦しい。ですが、それが結局子供に行くわけですよね。今も値上げを、来年になって値上げをすといっても、予算を組んでということが4月以降、どんなに早くても4月以降。そこまでやっぱり我慢させられるのは私は子供だと思っております。

なぜこんなにしつこく言うかといいますと、先ほど通告書の中でも申し上げましたが、子供の貧困率ですね。7人に1人、これはゆゆしき状態です。私もそこまではと思ったのですが、これは子供の貧困というのは調べてみると、普通の私たちが考える貧困とは違って、生活保護を受けられる受給者に関してはそこまでのレベル、ですが、そこまで行かなくても準貧困というレベルの方でも、子供たちは普通にできる、少年団に行ったりちょっと旅行に行ったり御飯を食べに行ったり、普通レベルでできることができなくなる。テレビでもちょっとしたミニアンケートというのをよく取っておりますが、その中でも、一番先に削られるのは、私たちがお母さん方が財布のひもを締めるのは、やはり子供の教育費ということでございます。子供の教育費の中にはもちろん塾もあります。いろいろな習い事もありますし、いろいろなことがございますが、やっぱり余裕があるからそれができるわけであって、余裕がなくなると子供のまず教育費を削る、その後削るのは食費であります。固定費は削られません。最低レベル近くになるにつれて食費を切り詰めていかないと、やっぱり生活はしていけないのは当たり前でございます。そういう中にある子供たちが、給食というのはやっぱり食のセーフティーネットになり得るのではないかという視線で今回質問させていただいております。

単に、ちょっとおなかを満たすだけでいいや、周りが豊かな経済も安定していて、

そういう中であれば、それも考えられるかもしれませんが。そうであれば、おうちでおいしいものを食べればいいやという親も考えられるかもしれませんが、いや学校給食だけは食べさせてもらえないと困るという家族は絶対増えていると思います。そういう世の中です。その中で、朝食も食べれない子供がいるのではないかと。その中で今の給食はあまりにも、私はちょっと少し考えていかなければいけないかと思うのですが、朝食を取られていない子供はどのぐらいいるか調べられていますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

朝食を取っているかどうかの調査については実施しておりません。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） ぜひそれはされたほうがいいのかなと、今この現状であればするべきではないかなと思います。なぜかという、先ほど言いましたように、子供の貧困、そういう最低限の食事でも食べられないという生活保護レベルではなくて、そこは吸い上げられていかないというか、そういう子供たちを拾っていけないような状況の子供たち、見た目では分かりませんが、今は。着ているものであるとか、そういうものでは分からないので、ぜひそこもちょっと拾っていただきたいなと思うことと、これから給食費を上げるか上げないかということですが、じゃ給食費を上げればそれで済むのかどうかというところをちょっと私は考えてみました。

一つ例を取って言えば、仙台市で、足寄町とは比べものにならないくらい大きい市なのでございますが、2018年に、そのときに主食、お米とか牛乳とかはかなり値

上がって、どうしても副食のほうに回せなくなってきたから給食費を上げさせてくれということで上げたそうです。そして、じゃそれで大丈夫だったのか。2年後に調査したら、いやいや全然カロリーもそうだし、必要栄養素もまばらで全然なくなってなかったということで、給食審議会というのがいろいろ調査をして、みんなに働きかけをし、栄養教諭や、市なのでいろいろなたくさんの方がいらっしゃるの、その人たちが集まって献立を、その栄養素を上げるための献立をどうしたらいいかと具体策を立てて、そして2022年度にやっと国レベルのそこにたどり着いたという話がちょっとありました。なので、給食費を上げればいいということではないのだと思いますね。その辺どう考えられますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） まず先ほどのアンケートの件なのですが、学力・学習状況調査の質問紙の中で、そういう質問項目があると思いますので、その点きちんと本町の部分を私も確認しておきたいと思います。

それから、ただいまの単純に金額を上げればいいということではないということなのですが、それは私も全くそのとおりのことなというふうに考えています。給食は基本的には1か月単位で栄養価をきちんと管理していく。毎日というのは難しいです。毎日管理していくとかなり給食費が高騰してしまう。ただ、その差異が子供の育ちに問題ないというところできちんと栄養管理しながら進めている状況にあります。

もう一つは、子供にとっての一番の栄養は、周りの友達と楽しく会話しながら食べることなのですね。それが今かなっていないと。それは非常に現場の職員も私自身も苦しく思っていますが、できるだけその部分についても改善していきたい。それも栄養になると。

ですから、何とかセンター職員と栄養教

論も含めて、今もう少し努力して、子供の育ちに問題がない、その状況を続けていきたいなど。もしこれが数か月先厳しい状況になるということになったときには、やはり英断しなければならぬというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 教育長のおっしゃるとおりだと思います。

今、黙食のことですね。後ほどお伺いしようと思っていたのですが、コロナ禍で新しい取組ということで黙食をされていたわけです。そのことをおっしゃられたのでちょっと今触れたいと思いますが、黙食に関しては新聞などで、いろいろなところでやっております。音更町のお母さんたちがそういう会を立ち上げて、何とかならないかと。子供たちがそういう圧迫された中で、食を取るということのよくないと。コロナとの兼ね合いもあります。何とかならないかという話はよく新聞でも見受けられます。つい1週間ぐらい前にテレビでも見ましたが、それはどこかの町で、町の教育長と町長と、そして小学校3年生の女の子が話をされてました。お願いレベルでした。小学校3年生なので、コロナ禍に入ってから入学されたお子様です。「私たちは楽しくおしゃべりをしたり御飯を食べたこともないし、楽しくみんなで運動会をやったこともない」というのを切々と訴えておりましたが、やはりそれに対する教育長と町長のお答えは、やっぱり子供の心には多分届かなかった。どうしても大人の言い分というのがありますので、それはしようがないのですが、それを映したメディアもメディアだと私はちょっと思ったのですが、その女の子が、結局私たち自分の思っていることは誰に伝えればいいのかと言っていたのが大変私は印象に残っております。子供たちはやっぱり思っているの

ですね。思っているけれども、それを出せない。じゃ誰に出したらいいのか。担任の先生に言ってもしょうがないというのは分かっているのです、そういうことは。大変何か胸が詰まされるようなメディアのインタビューだったのですが、そういう黙食ですね。いつになったら、十勝管内で黙食を少し緩やかに……、その女の子が言っていたのは、黙食はじゃいいよと、話してもいいけれども、でも小声でねと一言先生からついたらいいのです。それじゃ一緒だというようなお話だったのですが、十勝管内は今みんな全員今までどおり黙食ですか。

○副議長（井脇昌美君） ここで、答弁の前に10分間ほど休憩をしたいと思います。

3時15分再開いたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時15分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番進藤議員の答弁より、再開をしたいと思います。

答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 黙食をいつまで続けるかというような内容だったかと思うのですが、よろしいですか。

これについては、私のところに町内の校長しょっちゅう来るのですが、顔を見るたびに「いや、黙食つらいね」と言うのです。みんな言うのですよね。私もできればできるだけ早くそれは解消したいというふうに考えています。ただ、文科のほうから道教委から通知されている内容によると、きちんと感染対策ができる状況でということですから、そのあたりをきちんと見ながら、感染状況を見て、落ち着いた状況で黙食を解消していきたいというふうに考えています。

そこで感染してしまっ、また1週間休

みとかとなると、かえって子供たちかわいそうなのですよ。給食時間は大事な時間なのですが、その時間は取りあえず黙食で、昼休みはマスクつけてみんなで遊んだり対話したりとできる毎日があるのですが、それが感染することによって1週間丸々駄目になってしまいますから、それもかわいそうだなと。ですから、状況を見ながら進めていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 言われていることはよく分かるのですが、その道教委、国が示している、しっかりと感染対策を取れたらというところは多分あやふやなのだと思いますよね。わざとそうしているのかもしれないのですけれども、そこが多分子供には伝わらないのだと思うのですが、どうしたら感染対策が取れるというふうにお考えでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 感染対策といっても、その学校、学校でいろいろあるものですから、教室のスペースで間隔がきちんと2メートルとか取れるところもありますし、そうでないところもありますし、ですから、換気の間隔ですとか、二酸化炭素量のことですとか、いろいろなところを総合して進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 難しいところですね。北海道は寒いところですので、換気といっても無理があります。これはどこの学校でもそうなのですが、私たち町民が考えるのは、学校のこういうときに学校の体制を変えるのが一体誰なのかというところが大変気になるところでありまして、

これが教育長のレベルで、采配で変えていけるものなのか、校長レベルなのか、その辺がいつも何か分からない部分が学校教育の中で私はあるのですが、この黙食に関しては、道が決めたことでないと教育長の采配ではできないところでしょうか。そんなことはないですか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 道からもう黙食はやめてくださいと言わないとできないかということは、そうではないと思います。通知がきちんと来ている状況ですから、その状況をきちんと改善をして私のほうで判断をして、各校長と連携を取りながら進めていきたい。実際に今校長先生方とはそういう約束になっていますので。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 何となく明るい兆しが見えてきたような、そのようなイメージ起きました。ありがとうございます。

では、次に移ります。

2番目の質問にちょっと戻ります。

それで、栄養教諭の役割ということで答弁のほうを頂きました。

今、栄養教諭の方はお一人ですね、足寄はいらっしゃるのですが、これも今回知ったことなのですが、道の職員なのですね。結局は県や道のところで職員が回っているというふうに聞きましたが、これは人数とかそういうのは増えていく可能性はあるのでしょうか。教諭の人数です。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

栄養教諭の配置につきましては、ほかの先生方と同じように配置の基準がございますので、その基準の中で配置されるということでございます。

多分それは、ちょっと配置基準についてはちょっと細かいものはないのですが、足寄町規模の町村においては1名ということで配置されております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） ぜひ配置基準が分かったら、後でもいいので教えていただきたいというふうに思います。

どうしてかといいますと、北海道は大変広いです。足寄町は大変広いです。あの中で、先ほど答弁にあった栄養教諭の役割を果たすには、一人で本当に大丈夫なのだろうかというふうに考えるところです。今コロナでできていない部分が逆に助かっているのかなと、これを全部やれといったら一人が賄いきるのは大変かなというふうに感じた次第なので、本来行うべきこと、栄養教諭の方も若い方でした。希望を持って多分来られているのだと思います。それが、このコロナでなかなかできなくて、自分のやりたいことができないという中で、ストレスとかたまってなければいいなというふうに感じた次第であります。

この基準はちょっと分かりませんが、足寄の小中学校この5校をこの栄養教諭一人で指導するということについて、いかが考えられますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

本当配置基準説明できなくて申し訳ないのですが、十勝管内足寄町と同規模の町村たくさんあります。村もございませぬ。配置人数については1名となっておりますので、こういったレベルのところでは1名なのでないのかなというふうに思います。

確かに足寄町広い自治体ではあります。その中でも学校については4校、足寄中学

校には給食センター隣接してますので、その職員として配置されているわけですが、食育指導4校毎日回らなければならないということではございませんので、そんな極端にやっぱり人数が2人、3人必要だということまで要らないのではないかと。この間、平成23年度に足寄町に配置されまして、その中で学校訪問だとか、食育指導工夫してやっていただいておりますので、現在そんなに現状でもよろしいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 学校給食の、まずは栄養のある、おなかを満たす食事がちゃんと取られているか、その次が食教育であります。これがやはり昔と今の違うところで、それで栄養教諭というこの職業ができたわけだというふうに伺っておりますが、なぜそう言うのかといいますと、給食センターのところに行ったときに、先ほど1人ぐらい足りないというような、そういうふうなことでしたね、給食センターの調理員。お伺いしたところ、自分たちが考える、あと何人いたらいいですと、自分たちの満足のできる給食をお出しできるのかしらとお伺いしたところ、二、三人欲しいというのが御本人たちの、そこにいらっしゃる方のお考えでした。これは現場の声でございます。

そうなると、じゃ調理員が少ない、調理員が少ないとなると、もちろん手の込んだこともできなくなるし、もっと飾り包丁も入れられなくなるし、そうすると味も落ちますし、子供たちの給食に影響が出るわけです。そして、調理員が少ないとなると、やはり栄養教諭の方も交ざって、やっぱり手伝わなくてはいけないのではないかと私は思うのですが、その辺いかがでしょうか。たしか手伝っているというお話を聞いて

たような気がするのですけれども、お答えください。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

調理員の人数につきましては、今現在7名で調理しております。平成25年度で9人いたのですが、そのときには足寄高校には提供してませんでしたので、今よりは提供数は少なかった。約600食強の食事を提供しておりました。その後、6人だとかという時期も結構あって、4月段階では6人でした。それが、途中で応募していただける方がいまして、現在は7名で何とか回しているということで、答弁でも申しましたけれども、調理員人数多いほうがいろいろな細やかなことができますので、多いにこしたことはないのですけれども、少ないなりにその中で事務職員も洗い物手伝ったり、本当にやっぱり人が少ないときは栄養教諭も交じって調理の手伝いしていることはございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） そうですね。人数が多いことにこしたことはないですし、今七百何十食作っていらっしゃるのですよね、今給食センター。かなり多くなっておりますので、できるだけ職員の配置ということで、応募、その辺も手伝っていただけたらなというふうに思っております。

次に移ります。

食教育の現状ということで、今話されていたとおり、コロナの影響があってなかなかできていないということで、今度はICTのほうを使いながらもやっていくと。これもどこの学校も地域もやっていらっしゃるみたいなので、どんどん使っていっていただけたらなと思うのですが、先ほど栄養教諭のことも出ましたが、栄養教諭のやっ

ている以外に私が気になるのは担任ですね。学校の先生。学校の先生というのは、どういう指導をされているのかということところです。ちょっといろいろ調べたら、学校の先生忙しいです、確かに。いろいろなことも、昔と違っていろいろな書類も出さなければいけないし、いろいろ昔とはちょっと違ってきて、なかなか大変だとは思っているのですけれども、子供の学校給食について、どういうふうに食べているとか、どういうふうな指導をしたとか、私は子供3人いますが、担任の先生がそういうお話をされたことは一度もないのですよね、考えてみれば。授業中の態度であるとか、みんなお友達同士の関係とかすごく丁寧に説明していただきます。ですが、小学校1年生、2年生のときも、お箸の持ち方であるとか、どういうふうに食べている、そういうマナーもそうだし、どういうふうに私たちは指導しているのだという話は、そういえば一度も聞いたことがないというふうに私は感じたわけです。学校担任の先生はどのような指導をすることになってますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 担任の先生の役割ですね。実際に給食の時間に担任は子供たちと一緒に食べるのですが、その準備から片づけまで、もう戦場のようなのですよね。小学校低学年だと、食缶をひっくり返したりとか、自分の給食を引っかけてしまったりだとか、走り回ったりだとか、どうしてもそういう子供たちの対応にエネルギーが取られてしまって、なかなか箸の持ち方だとか、そういうところまではいってはいないです。ただ、本当に食育というのが大事だと言われて久しいのですけれども、そういうものが大切だということのはっきりしているのですから、栄養教諭だとか、市町村によっては栄養担当指導員だとか、いろいろな名称があるのですけれども、そういう方たちが学校を回って栄養のことだとか、そういうこと

を指導しています。

実際に学校の教科では家庭科の時間ですとか、保健体育の時間ですとか、そういう内容もございますので、連携を取りながら今後もやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） お忙しいのは分かりますし、給食の時間が大変短いですね。学科がどんどん詰まっているので、大変昔に比べて食べる時間というのが短い感じがいたします。それがどうなのかというところだと私は思うのです。それを言っても仕方がないのですが、体育、食育、知育、この三つは同等だと思うのですよね。勉強はうちでもできるし、何を使っても今情報がありますしできますけれども、食育というのはやっぱりそこでなかなかできない。自宅でもやればいいのですけれども。なので、大変重要なことがなおざりにされているのではないかというのがちょっと心配な点と、あともう一つ学校の先生たちが教育課程で食育に関しての指導というのはどのような体制を取られているのか、ちょっと分からないので説明していただいでいいですか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 先ほどもお話ししましたように、食育担当が栄養教諭ですとか回ってきて指導します。そのことを受けて担任はその指導を、一回聞いてできる子はいないです。それを浸透させるために日々「この前何て言われてた」ということを詰めていく。ただ、教育は時間がかかるものなので、1回2回3回そのことを聞いてできるというふうにはならないのです、日々積み重ねなので。ただ学校の中でやっぱり自己コントロールができないと厳しいものですから、全てそうなのですから、どのような分野のものでもそ

うなのですけれども、自分で考えてコントロールできるというところに行き着かないとなかなか食育は行き渡らないというか、そういう状況ですので諦めずに積み重ねる、各教科と連携を取る、栄養教諭とも連携を取る。ただし、教育課程の中にその時数がたくさんあるわけではないです。ですから、いろいろな時間に活用しながらやっているという現状です。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 教育長のおっしゃっていることはよく分かりました。ありがとうございます。

調べた限りでは、学習指導要領の中にこれが明記をなかなかされてないというようなお話が、私が調べた限りではあったのです。なので、1年生、2年生の担任はなったばかりの先生ではなくて、ベテランの先生が就かれるかと思うのですけれども、先生によって全然指導レベルが、今みたいなコロナ禍は特にですけれども、指導レベルが違うのではないかと。食べ物、食育に関するそれがその人も持っている個性で教えていくのか。それとも、指導マニュアルというのが学校にあるのか、これだけは教えましょうというのがあるのかどうか。そこをちょっと知りたいのですけれども。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 各学校に文科や道教委から食育指導のための資料が届いています。ですから、それを見たらどういうふうに指導していったらいいかというのは、全教員が分かるようにはなっています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） よく分かりました。ありがとうございます。

では、食物アレルギーのほうに移りたい

と思います。

食物アレルギー、15人いらっしゃるということでした。今アレルギーを持った食物を抜いて出している方が15人いるというふうに伺いましたけれども、今ヒヤリハットレベルのそういう事故まで行かない、そういうようなトラブルというのは最近ありましたでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

ヒヤリハットレベルという状況ですけれども、私のほうには現場のセンターのほうから報告は上がってきておりません。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ないことが一番なのですが。

前々回ぐらい、文教の中でお伺いしたときに、アレルギーのエピペンを持ってきている対象の子がいるかどうかとお伺いしたときに、それはいないというようなお話をたしか伺ったと思うのですが、給食センターから聞いたときもアレルギーの食べ物を抜いた食事を出して、それでも対応できない場合は代替食ということでお弁当を持ってくるというふうに伺ってます。それが一番ということで、どこの学校でもされているわけですが、これから先どのような子が入ってくるか分からないですね。そういうエピペンとかそういう対応、アナフィラキシーショックが起きたときの対応、その辺のことをどのように研修、教育をされているのか、誰に対して、お願いします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 前回の調査のときはたしかいなかったと思うのですが、この一、二年で現在エピペン所持、

配置している児童は2名いらっしゃるということで、その児童が入ってくる時に教育委員会と学校と保護者の方と、教育委員会と保護者は直接はお話ししてないですけども、学校と保護者の方が何度も打合せして、給食センターはもちろんアレルギー食の協議をしますし、その中で深刻な事態になった場合についての対応とかについては事前に相談させていただいております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。お二人いらっしゃるということですね。

その研修というのは定期的に誰に対して、外で教育を受けているのだと思うのですが、どのような使い方を、そのような研修は年に1回とか2回とか、誰が行われますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 久しぶりにエピペンの所持される方が入学されるときには、あのときはその対応について消防のほうにお願いして研修会やったりだとかしたことがございました。ただ、通常については、学校のほうで保護者と協議しながら、管理職中心、もちろん管理職を交えながら、担任含めてその対応についてどういったケース、どういった研修をするか、研修というか使い方ですね。それについて確認しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 危機管理ということで、すみません、ちょっとしつこく聞かせていただきます。

学校によっては、大きいお子さんだと自分で使えるというような方もいらっしゃる

し、ただもうそうなったときには、本人は使えないわけですよ。それを、エピペンをどこに置いてどのようにするというのが、ちゃんと記述で書いてあるのか、担任がそのときいなかったらどうするのか、養護教諭がなかったらどうするのか、あと副担任がなかったらどうするのか、その辺のことも全部含めて対応策を考えていらっしゃるでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） これについては、命に関わる大変な問題ですので、誤ったら本当に命を落としてしまうことにつながりますから、担任だけでは駄目ですよ。やっぱり二重三重のそういう対応を取ってないと対応できませんから、先日校長と話したときには、そういう対応を取っているということで私のほうで確認はしています。二重三重の対応、担任がないときはどうするのかという確認もきちんとできているということになっています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。安心いたしました。

そして、アレルギー対応のことで一番大事なのが食教育とも重なってくるのですけれども、その子供に対する指導が一番だというふうに伺っています。対象者の子供たちに学校側から指導をするということはあるのでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） アレルギーのお子さんについては、必ず個別に面談をします。それは親御さんと一緒に。そしてお子さんにもきちんと確認をします。そのことをどういう手順でどういふふうに対応するのかということを確認をします。そうでないと、これ大変なことになりますから。ですから、その段階でど

ういうところまで細かく確認しているかというのは、今僕のほうでは押さえてないのですが、そのことについてきちんと確認をして、またお知らせできればなというふうには考えています。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） よろしくお願いたします。

10年前ですね。もう有名な話です。調布市のお子さんが牛乳の入ったチヂミを食べて亡くなられた。それからこのような感じでアレルギー対応のことはもういろいろ細かく変わってきたというふうに聞いております。

一回の間違いで人の命を奪いますので、しっかりと対応を取っていただけたらなというふうに思っております。

そして、この間病院でもありました。病院で集団接種の中でお亡くなりになられた。それがアナフィラキシーかどうかはちょっと定かではございませんけれども、救急に慣れた人でも慣れてない人でも、医療の人でも医療でない人でも、一回やってもできないのです。何度も何度も同じことを繰り返しながらやらないと、人の命はやっぱり救えないというのは私も身にしみ分かっております。怖い思いもしてまいりました。ぜひその辺の危機管理を先生たち指導していただいて、子供の命を安全に楽しい給食を取られていただきたいと思っております。

そして、せっかく給食ということなので、給食センターのシステムのことについて、最後にお伺いいたします。

あの給食センターは中学ができたときに一緒に隣接でつくられたということで、きれいな衛生管理の行き届いた、この間行きましたら、チェックシートもきちんと取られてまして、このコロナ対策の感染症のこともしっかりと朝しっかりとチェックをして

いるということでされておりました。安心いたしたところなのですが、900食まで作れるという給食センター、これは災害時の炊き出し機能を兼ねた学校給食センターというところがあるようです。北海道の中でも東日本の震災以降、伊達市でこういう防災の機能を加えた給食センター、そして、一般の人も利用可能なそういう食事も提供しているという伊達市であるそうです。

災害時の炊き出し機能を兼ね備えたという、こういうような考えというのは今までされたことがあるでしょうか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 災害時の対応ということで、たしか平成28年でしたよね、足寄町で大きな災害があったのは。あのときについては、給食センターで米を炊いて、それを避難所に運んだといったことを実施しました。また、その後、やっぱり災害時給食センターの果たす役割は大きいだろうと、あのときやっぱりみんなが思ったということで、その翌年だったと思うのですけれども、おにぎり成型器、あれを備品として購入しています。おにぎり成型器は何か使い方がちょっと、たまに使うと使い慣れなかったら時間かかってしまうということで、年に一、二回給食でおにぎりを提供しているということをしております。

また、やっぱりあのときも食材の確保がままならなかったということもあって、現在ミートボール、肉団子については冷凍して、もし災害があったときでもそういった対応ができる、するということでストックしているということと、また冷凍庫の量も今回のコロナ対策備品などでも購入させていただきましたので、そういった部分の対応、また、屋外には非常用発電機もございまして、そういった対応も可能でございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 私のちょっと調べたところでは、自衛隊や在日米軍のある自治体には、こういうような炊き出し機能を備えた給食センターは補助金が出るというお話がちょっと書いてあったのですけれども、そのような話は聞いたことがありますか。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 自衛隊の基地のあるところでの話ということで、多分基地周辺整備事業で、ちょっと給食センターもきちんと入っているかどうかちょっとはつきり分かりませんが、そういう施設だとかも、いろいろな施設に補助金が使えるということはありません。足寄町でも昔でいけば道路であったりだとか、それから最近でいくと救急車ですとか、それから消防自動車ですとか、そういったものを購入するときに、自衛隊の基地周辺整備事業の中で補助金を頂きながら活用しています。

そういう中に、例えば保育所であったり、それからコミュニティセンターみたいなものであったり、たしかそういうものがそのメニューの中に入ったと思うのです。ちょっと給食センターみたいなものがその中に入っているかどうか、ちょっと今定かではありませんけれども、多分そういうものの中に多分メニューとして給食センターも入っているのではないかなというように思っております。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。いつも頂いているものですね。あの中に入っているかもしれない。はい、よく理解いたしました。ありがとうございます。

最後になります。

子供の貧困について先ほどお話ししまし

たが、どこでもこの給食センターを使ってコロナのときに学童保育のほうに昼食を届けたり、いろいろな活用がされているわけですが、こういうシステムを使っているいろいろなやっといこうということなのですが、子供の朝御飯が食べられないとか、あとひとり親家庭であるとか、そういう人たちに朝食を届けてはどうかというような、そういう取組をされているところもあります、日本の中には、センターを使ってですね。いろいろな使い方があるかと思えます。

なぜ朝食を希望される方に給食を届けてというふうに言うのかといいますと、今民間でひまわり食堂、足寄町の中にあります。ボランティアの方が月に一回食事を届けてますが、その中で大人が35人、お子さんが25人と聞いております。60食を届けていらっしゃるそうです。どこでも民間がそういうボランティア活動でやっている、これがとてもいいことだと思うのですが、いかんせん高齢化ですね。やっといいらっしゃる方もどんどんとやっぱり年を取ってこれられている。こういうような少子高齢化はどんどん進む中で、給食センターの役割はとても大切なのかなと今感じているところですので、今回の質問の中で一番私言いたいところは、どうしたら子供の食を守るかというのは考える場所をつくりたい、つくってもらいたいということなのです。給食の運営会があるみたいですが、そこに町民も交えて、いろいろな人たちを交えて、審議会までいかないにしても、そういう定期的につくってもらって、子供の食は大丈夫なのかというところをしっかりとみんなで考えていく場所が、私は必要なのではないかと今思っています。

ウクライナの件もそうですし、世の中は有事です。でも昨日のテレビか何かで言っていました。どなたかがおっしゃってましたが、日本における静かな有事というのは、

子供の食の問題だというふうに言っております。食の問題、もしくは少子化。どんどん子供が少なくなっております。この静かな有事をどうぞ足寄町の皆さんの力で解決して、そこに行かないように私はこれから先も子供たちを守ってあげたいと思いますので、最後に教育長と町長とお言葉頂きますので、私の質問を終わります。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、先に東海林教育長のほうから。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） いろいろ子供たちのために考えてくださって本当にありがとうございます。私の言葉を代弁しているようなところもたくさんありますので、本当に感謝しています。

子供たちをどうやって守っていくか、そして、どうやってこれから豊かな給食を守っていくかと、すごく大事な課題だと思います。

3月に給食の運営協議会というのを実際に行っているのですが、そこにPTA会長さんも入っているのです。ですから、そのPTA会長さんにいろいろなことをお伝えいただいて届けていただくのがまず手取り早いかなというふうに考えています。それがまた盛り上がってきて、どうしてももっと大がかりとなったとき、またそれを考えていきたいなというふうには考えています。まずは皆さんの声を伝える手段が今があるので、そこを活用いただければというふうに思っています。

食育は本当に子供たちにとって大事なところ。町内で休みの日に食事を届けるボランティアでやっといいらっしゃるということも私来てすぐに知って、とてもそれは本当に感動しています。簡単にできることではないからです。ですから、そういう人たちの意思を町民が受け継いでいけるような、そういうふうには伝えていけるような、そんな体制をこれからつくっていけると本当に足寄町未来明るいなというふうに考えていますので、引き続き教育委員会の関係

どうぞよろしくお願いいいたします。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 次に、渡辺町長、答弁をお願いします。

○町長（渡辺俊一君） 人口減少対策というようなことも含めて、平成27年ぐらいからだったと思うのですが、子育て支援というところに足寄町も力を入れてやってきているところでもあります。それは子供さんが出産されたときのお祝い金であったり、それから保育料の無償化ですとか給食の無償化ですとか、それからもっと言えば、高校生に対する支援ですとか、そういったことで子育て支援をやってきて、先ほど田利議員さんの質問の中にもあったかなと思いますけれども、子育て世帯の親御さんたちからも、ものによっては非常に喜ばれている部分などもあるというようなこと言われておりましたけれども、そういった形で子育て支援を進めてきているところでありまして、もちろん子育て支援の中にはやっぱり食というのもやはり重要な役割を果たす部分なのだろうというように思っております。

食育、そういったものも非常に大事でありますし、今後ともいろいろな形の中で子育て支援、食の食育だとかそういったものの支援についても取組を進めさせていただきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終了いたします。

ここで、お諮りをいたします。

本日の会議時刻が午後4時を過ぎることが予想されるため、会議時間を延長したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認め

ます。

したがって、本日の会議時刻を延長いたします。

暫時休憩といたします。

午後 3時54分 休憩

午後 3時58分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日の議事日程第1 請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件について、総務産業常任委員会委員長の報告とした採択である旨の報告をいたしました。それに引き続き本会議においての請願書の採択を決定しておりませんでした。このため、本日の議事日程の1に戻りまして、大変申し訳ございませんが、再度請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件をお諮りしたいと思います。この件につきまして御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認めます。

それでは、これから請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員起立です。

したがって、請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 延会の議決

○副議長（井脇昌美君）　ここでお諮りいたします。

本日はこれで延会としたいと思います。

御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○副議長（井脇昌美君）　本日はこれで延会いたします。

次回の会議は、12月13日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時02分 延会

令和4年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員